

特定の協業組合に対する融資問題等
調査特別委員会報告書

平成13年5月30日

高知県議会特定の協業組合に対する
融資問題等調査特別委員会

平成13年5月30日

高知県議会議長 東川正弘様

高知県議会特定の協業組合に対する
融資問題等調査特別委員会
委員長 依光隆夫

特定の協業組合に対する融資問題等
調査特別委員会報告書

「特定の協業組合に対する融資問題」とは、県が協業組合モード・アバンセに中小企業高度化資金を融資したが、操業開始直前に運転資金に行き詰まり、さらに、県が議会や県民に何の説明もしないままに、県単独融資制度を創設して融資を実行し、総額26億円を超える巨額融資の焦げ付きが懸念されている事件である。

当委員会は、この事件の真相を究明するために、昨年3月25日に設置され、併せて地方自治法第100条第1項に基づく権限を委任された。

昨年の4月6日から34回にわたり委員会を開催し、モード・アバンセ及び県等から記録の提出を求めるとともに、商工労働部や企画振興部、土木部から説明を聴取し、昨年7月19日の第8回委員会からは協業組合関係者や県職員など、延べ59人を証人として招致し、事件の真相究明のために審議を尽くした。

さらに、地方自治法第100条に基づき、証言拒否、虚偽の陳述により延べ9名を告発するとともに、委員有志により、刑事訴訟法第239条に基づき詐欺、背任、背任未遂により延べ16名を告発した。また、出頭拒否により1人を本会議で告発の議決をされるようお願いしている。

以下、その調査結果について報告する。

目 次

ページ

第1章 はじめに

- 1 特別委員会設置までの経過
 - (1) やみ融資事件の発覚と特別委員会の設置 ----- 5
 - (2) 特別委員会の権限、目的 ----- 8
- 2 調査に当たっての基本的姿勢 ----- 9

第2章 調査結果の概要

- 1 モード・アバンセに対する中小企業高度化資金の融資
 - (1) これまでの商工関係の融資行政 ----- 11
 - (2) モード・アバンセに対する高度化資金の融資に係る経過 12
 - ア ヤスハラ構想への流れ ----- 12
 - イ 就労対策推進チームの回答 ----- 14
 - ウ 高度化事業申請への動き ----- 16
 - エ 協業組合モード・アバンセの設立 ----- 17
 - オ 高度化事業の検討 ----- 19
 - カ 高度化資金の融資 ----- 21
 - (3) モード・アバンセに対する高度化資金の融資に係る問題点等 ----- 24
 - ア 同和対策事業に対する県の基本的認識等 ----- 24
 - イ 検討会議・審査会等の形骸化 ----- 25
 - ウ 事務の審査、チェック体制の不備 ----- 26
 - エ 庁内の情報の共有・伝達の不徹底 ----- 26
- 2 モード・アバンセに対する県単独融資
 - (1) 事実関係の概要 ----- 27
 - ア 操業直前の資金ショート ----- 27
 - イ プロジェクトチームの発足 ----- 27
 - ウ 金融機関に対する支援依頼 ----- 28
 - エ 商品計画機構と婦人服ブランド「シーサイズ」 ----- 29
 - オ 副知事の判断 ----- 30
 - カ 地域産業高度化支援資金制度の創設 ----- 30
 - キ 産業パワーアップ融資制度の創設 ----- 31

ク	同和対策審議会答申	31
ケ	「転がし」の始まり	32
コ	「シーサイズ」の打ち切り	33
サ	追加融資の支援要請	33
シ	保証人の削減	33
ス	産業パワーアップ融資制度要綱の永年化	34
セ	工場の分離、独立	34
ソ	分離後の経過	35
(2)	県単独融資に係る問題点等	36
ア	情報開示、説明責任の問題	36
イ	不適切な事務処理	36
ウ	政策決定や事務手続き上の瑕疵	37
エ	特定の団体、個人への偏重	37
オ	庁内の情報の共有、伝達の不徹底	37
3	土佐闘犬センターに対する別件やみ融資問題	
(1)	事実関係の概要	38
ア	うぶすな博物館に対するつなぎ融資	38
イ	闘犬センターに対するつなぎ融資	39
(2)	問題点等	44
ア	特定企業への肩入れ	44
イ	所管外の企画部長の役割	44
ウ	念書行政	45
エ	3年間にわたる予算化	45
第3章	委員会調査の実施状況	
1	執行部に対する質疑等	47
2	100条調査権と情報公開条例	48
3	証人尋問	48
4	偽証等の告発	49
5	刑事告発	52
6	告発を受けた捜査等の状況	56

第4章	まとめ	
1	なぜこのようなことが起きたのか	58
2	県の責任	58
(1)	県の組織全体としての責任	59
ア	高度化資金融資	59
イ	県単独融資	60
ウ	別件やみ融資	61
(2)	幹部の責任	62
ア	高度化資金融資	62
イ	県単独融資	62
ウ	別件やみ融資	65
エ	知事の責任	66
3	回収不能金に対する責任のとり方	67
4	議会の役割と責任	67
5	再発防止対策	68
第5章	おわりに	71

資料編

	「モード・アバンセに対する融資問題」の関係図	74
	モード・アバンセ関連工場の推移	75
	「別件融資問題」の関係図	76
	委員会の審議経過の概要	77
	証人尋問一覧表	79
	告発一覧表	86
	特定の協業組合に対する融資問題等に関する経緯	88
	別件融資問題に関する経緯	100
	委員会名簿	105
	偽証等告発検討小委員会名簿	106
	とりまとめ小委員会名簿	107

第 1 章 はじめに

1 特別委員会設置までの経過

(1) やみ融資事件の発覚と特別委員会の設置

平成 12 年 2 月定例会会期中の 3 月 1 日に高知新聞は「県が県内のある協業組合に対して約 12 億円を ” やみ融資 ” していることが明らかとなった。県は主取引銀行に見放された同組合を救済するために低利の融資制度を新設。予算を流用して同組合に直接融資した上、融資の事実をひた隠しにしていた。同組合は事業規模を縮小しており、融資が焦げ付く恐れもある」と報じた。

この報道を受けて平成 12 年 2 月定例会では、県に対し厳しい追及を行った。

・本会議での橋本知事の答弁

制度あるいは融資の実態に関して議会に対する説明が全く行われていないことについて、知事は「多数の従業員を抱えていることなど県の経済に与える影響を考え、この企業を支援すべきだと判断した。その際、具体的な内容を公表すると、そのことによって企業が特定をされ、信用不安を引き起こす可能性が大きかったことから、公表を差し控えることとした。公表することにより経済情勢や雇用の不安を引き起こすおそれのあるときには、一律の扱いではなく、状況に応じて判断をせざるを得ない場面もあると思う」と答弁した。

責任という点については「県の組織として対処すべきものだと考えている」

特定の 1 法人のみを対象とした融資制度が適法なのかどうかについては「その法人の動向が県の経済にも大きな影響を与える場合や、多くの雇用を守る必要があると判断をした場合には、このような制度を創設することも行政の裁量の範囲内なので、法律上問題が生じることはないのではないかと考えている」と答弁した。

・本会議での上岡商工労働部長の答弁

制度の目的と創設の経緯について、商工労働部長は「県単独の融資を行う前段階として当該企業から、平成 6 年に高度化事業の計画が県に提出をされ、提出された事業計画について県は中小企業事業団と共同で経営診断を行い、審査を行った後、県内業界の先導的モデル事業と判断し、平成 6 年度・7 年度の予算で中小企業高度化資金を貸し付けた。その後、長引く景気の低迷などにより経営状況が悪化したことなどから、平成 8 年 6 月ごろに運転資金不足に陥り、県への支援要

請となったものである。検討の結果、この事業は多数の従業員を抱えている企業であること、この業界の先導的モデル事業であることなどから、支援をすべきであると判断した。予算は既存の中小企業制度金融貸付金の枠から流用し、県単独の融資制度として平成8年度地域産業高度化支援資金制度を創設し、貸し付けたものである。また、平成9年度においては当初予算に計上し、制度の内容を引き継ぎながら産業パワーアップ融資制度として貸し付けを継続し、現在に至っている」と答弁した。

なぜ公表しなかったのかということについては「この制度の具体的な内容や予算を詳しく説明した場合に、容易に企業名が特定され、そのことにより信用不安を引き起こすおそれがあり、その結果、政策的に当該企業の再建を支援するという目的が達せられないことも想定されたため、公表を差し控えるという選択を行ったものである」と答弁した。

今後こうした状況があり得るのか、また本制度の今後をどのように考えるかということについては「今後においては、こうした県が直接貸し付ける単独の融資制度は創設しないという方針で取り組んでいく。しかしながら、真にやむを得ない事情が発生した場合には、議会にも十分説明し、審議いただきたいと思う。ただ、当該企業に対する貸し付けについては、現在の融資に限っては本制度による支援を継続していきたいと考えている」と答弁した。

万一の場合については「万一歳入欠陥を生じた場合には、まず決算上は一般財源で補てんをし、その後、債権管理案件として所定の手続をとることとなる」と答弁した。

・本会議での兵谷総務部長の答弁

県の要綱行政の抜本の見直しを検討すべきではないかとの質問に、総務部長は「県が行うさまざまな事務をすべて法令で規定することは事実上困難であるので、要綱等により細部の基準を設け、適正な事務執行に努めている。今後は、例えば新しい制度をつくる際には必ず予算を伴うので、予算審議を通してきっちり説明していくことはもちろんのこと、情報公開や県民参加型の県政をより一層進めていくことで、行政の執行の透明性を高めてまいりたいと考えている」と答弁した。

・予算委員会での橋本知事の答弁

知事は「実際にこの10億円の支出行為を知ったのは、平成11年の5月のことであった。ここ数年、商工政策をめぐっていくつかの不明朗な点があったのは事実であり、政策判断も含めて金融制度を抜本的に改革し、新しい金融制度を確立する時期が来ており、外部の専門家に委員になってもらい、今後の金融制度の

あり方を調査、検討してもらおう特別の委員会を設けたい」等の答弁を行った。

・ 予算委員会での上岡商工労働部長の答弁

協業組合が経営可能と判断した根拠について、商工労働部長は「この審査に当たって外部の金融専門家を含めた中小企業高度化資金貸付審査会に諮り、計画内容を審査の上、決定したものである。審査会では、審査資料に基づいて、事務局からの対象事業の内容説明を受け、あるいは診断結果についての聞き取りなどをしながら、貸付事業の適否を審査している。審査内容は、その事業が高度化事業としての確かどうか、貸し付け内容は妥当かどうか、事業計画は診断に沿ったものかどうかなどとなっており、審査会は貸付事業の適否について、これらのヒアリング結果と審査資料をもとに総合的な判断をしているものである」等の答弁を行った。

・ 産業経済委員会の審議

本会議及び予算委員会での審議を経て3月15日から開会された産業経済委員会では、県は融資内容を公表しなかったことについて「会社が操業中であり、県から企業情報が出ることで倒産することだけは避けなければならないためである」としたが、委員からは批判が続出し、3月21日から集中審議を行うこととなった。

この集中審議においては、県から報告された特定協業組合に対する県単独融資問題の一連の経過と今後の対応について、委員から、県民及び議会に全く報告せずに融資を続け事態を深刻化させておきながら、議会が融資の継続を認めなければ早晩倒産するのではないかと議会に責任を転嫁する県の姿勢に対して、厳しい質疑が行われた。

県は「企業が継続していくことが最善の策であると政策判断したもので、今後は議会に対し事前説明を徹底することや新たな追加融資は行わないとして理解を求める」旨の答弁を行った。

次に、高度化資金の融資を受けた企業が操業開始前に早くも運転資金に行き詰まるという、県と中小企業事業団の事業計画に対する審査の甘さや、その救済策として、議会に説明のないまま特定の協業組合のみに適用する県単独融資制度を創設し実行したことについては「審査に当たって、当時は責任を持って判断したもので、また制度の創設については、苦渋の決断として企業の継続が最善の策と判断した上で、今後は高度化資金の貸付審査会の委員はすべて外部の委員とすること、金融制度については検討委員会で検討する」などの答弁を行った。

また、運転資金として融資された県単独貸付金の転がし処理や資金使途、担保、

連帯保証人など、会計処理や債権保全対策などについては「継続させるための苦渋の選択であったこと、協業組合の運転資金として使用されていること、担保の設定と連帯保証人は49筆に抵当権の設定を行っているがすべてが一番ではないこと、連帯保証人は5名から3名に減っていること」などの答弁があり、これに対し、各委員は、債権保全策の甘さを厳しく指摘した。

次に、協業組合の事業計画書、決算書、外国との新規事業などの資料提供や詳しい説明を県に対し強く要求したが、県は、地方公務員法上の守秘義務、県の情報公開条例の非開示事項を理由にこれを拒否した。

一方、組織で判断したものとして理解を求め、審議を進める中で「外部の人材も含めた会を組織し、3カ年の事業改善計画を策定の上、6月議会に報告をするとともに強力な指導を行い、実現されないときは融資の打ち切りも考えている」旨の答弁も行われた。

これらを踏まえて、産業経済委員会では、今後、議会軽視につながることは絶対しないこと、県単独予算を執行するまでに正式の計画を提出し、議会の承認を得ること、県単独融資については、県民に負担を求めないよう努力し、執行責任を明確にすること、出納閉鎖までに貸付金が返済されないときは、県単独融資予算の執行を凍結すること等を要求する附帯決議を付したうえで、平成12年度一般会計当初予算案は賛成多数により可決すべきものと決した。

しかし、この採決の直後に総務委員会において、協業組合の工場用地は暴力団関係者から購入されたものであるという新たな事実が判明したことから、産業経済委員会においても、再度県への質疑を行うため再審査を行ったが、改めてこの融資問題の疑惑が深まり、当初予算案は、賛成多数で可決されたものの、県単独融資制度予算の無条件の凍結を求めるより厳しい附帯決議が付されることとなった。

これを受けて、3月25日の本会議において同趣旨の決議を全会一致で可決するとともに、特定の協業組合に対する融資問題等並びにそれに関連する事項を調査するため、委員15名をもって構成する「特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会」(以下「当委員会」という。)を設置し、これに地方自治法第100条第1項の権限を委任することが決定した。

(2) 特別委員会の権限、目的

地方自治法第100条第1項は「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務(中略)に関する調査を行い、選挙人その他関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」と規定しており、同条第3項は「第1項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他関係人が、正当

な理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する」、また、同条第7項は「宣誓した選挙人その他の関係人が虚偽の陳述をしたときは、これを三箇月以上五年以下の禁錮に処する」と規定しており、議会が行う他の調査と異なり、地方自治法第100条に基づく委員会は、刑罰をもって保障されている強力な権限を有している。

当委員会はこの権限を活用して、特定の協業組合に対する融資問題等並びにそれに関連する事項（産業パワーアップ融資制度要綱に基づく他の企業に対する融資問題を含む。）の調査を行った。

2 調査に当たっての基本的姿勢

当委員会では、平成12年4月24日から5月29日まで4回にわたり県からの説明を聴取したが、事実の解明のためには委員会による記録の調査が不可欠であることから、県及び協業組合モード・アバンセ（以下「モード・アバンセ」という）に対して地方自治法第100条第1項に基づき決算書等の記録の提出を請求した。

これに対して県は、一部の記録の提出を拒否するとともに提出した記録についても多くの箇所を墨塗りとしており、県の真相究明に対する姿勢を疑うとして、各委員からの批判が集中した。

県は、この理由を公益を害するかどうかで判断したと説明している。つまり、公表すると企業の社会的な信用失墜となり、競争力、事業活動に影響を及ぼすとともに、雇用や取引先の経営にも大きな影響を与えることとなる。また、関連の企業情報が県から外に出ることによる県行政への影響も考えられる。こういったことから公表しないことが公益につながるという判断である。

その上で、県は、当委員会の席上、秘密会であれば記録は提出できると発言し、4月27日の高知新聞の報道によれば、知事も県政担当記者との懇談の場で「秘密会という形でやっていただくことがベストの形ではないかと思う」と発言した。

また、モード・アバンセに対して記録の提出を請求した際に、モード・アバンセが事業活動に影響を及ぼすとの理由から提出を拒んだ決算書等の記録についても、当委員会では秘密会を前提に、再度提出を求めた。が、モード・アバンセはこれを拒否したため、当委員会は記録の提出拒否に当たるとして告発の方向で検討することとなった。その後、モード・アバンセから記録が提出されたものの、非公開でお願いするとの文書が添付されていた。

これらのことを受けて、当委員会は対応を協議したが、非公開とすれば県民の不信を招きかねないとの意見も強く、証人尋問等の進展を見ながら、判断してい

くこととなり、モード・アバンセから提出された決算書は封印のうえ事務局預かりとなった。

県の説明聴取並びに質疑及び証人尋問等により、事実関係が徐々に明確になっていく過程で、特に委員会を非公開とする理由もなく、記録の提出拒否や墨塗りも減少してゆき、その後秘密会について議論されることはなかった。

当委員会が公開という原則を貫き、一般傍聴席を当初の12席から24席に増やすなど、その審議や証人尋問の状況を広く県民に公開し、県民の信頼を確保し得たことが真相究明への大きな力になったと考えられる。

なお、委員長から県民に広く情報の提供を呼びかけることなども行った。

また、当委員会は、法が付与した偽証告発等の権限を必要に応じて活用して、真相究明に努めたところである。

一方、県は自ら全容解明のための内部調査を行うこともなく、当委員会が質問したことのみで答え、請求した記録のみを提出する態度に終始し、当委員会の調査に十分な協力を行わなかったことは極めて遺憾である。

第2章 調査結果の概要

当委員会における証言及び提出された記録から事件の概要は次のとおりである。

1 モード・アバンセに対する中小企業高度化資金の融資

(1) これまでの商工関係の融資行政

事件の調査を進める中で、過去にも今回と同じような背景、構図をもつ事件が発生していたことが明らかとなった。

その事件は、昭和59年度に高知県佐川石灰石鉱業協同組合が、県から高度化資金の融資を受ける際、虚偽の申請書を作成、水増し請求をし、6億円近くを不正に受給していたもので、平成2年7月、この組合の代表理事ら4人が詐欺容疑で高知地方検察庁に逮捕された。

平成2年8月30日の産業経済委員会において、河野商工労働部長がこの事件の報告をし、県のチェック体制にも甘さがあったことを認め、今後は県の顧問弁護士を含め「高度化資金貸付事務改善対策検討委員会」を設置して検討し、改善策を策定するという答弁をしている。

また、委員の「組合を設立し、資金を貸し付けてすぐ倒産というのは、申請時のチェックが問題だと思う」との指摘に対し、中小企業指導課長は「事業目的は地域改善対策対象事業の雇用の拡大を図ることであった」と説明している。

平成2年12月に商工労働部から産業経済委員会に対して「高度化資金貸付事務の改善等について」報告が行われた。その中で、上記検討委員会の再発防止に向けた改善策として次のような提言のあったことが報告されている。

- 1．高度化事業計画の初期の段階で、基本的事項の妥当性について検討し、検討機関として部内に「高度化事業検討会議」を設置すること。
- 2．高度化事業を計画している組合の設立認可にあたっては、設立認可審査と高度化事業計画の検討を並行して行い一体的な処理を行うこと。
- 3．診断担当者による検討会議の審査を経て、診断勧告、改善勧告を行い、改善勧告に対する対応策の実行を確認又は担保する措置を講じたうえで、貸付を実行すること。
- 4．工事等への着手は、貸付審査会の審査を経て貸付仮内定があるまで認めないこと。ただし土地の取得は特に必要と認められる場合は十分な指導のもとで例外的措置を講ずること。
- 5．貸付審査会は、金融専門家の増員を行うなど委員構成の見直しを行い、審査案件に係る専門的知識を有する第三者を参考人として意見を聞く等会議運営の工夫をすること。
- 6．新規設立組合が高度化事業を行う場合は出資意思の確認を文書で行うこと。

全貸付案件について「自己資金を証する書面」の提出を義務付けること。

7. 見積業者に対し、見積内容について「県から説明をもとめる場合があること」を周知させ、適正見積を指導すること。

業者選定にあたっては、一定額以上の契約については相見積書の提出や競争入札を行わせること。

8. 貸付対象施設の代金支払い口座と高度化資金振込口座を同一の口座とさせること。

高度化資金交付日から一週間以内に支払を完了させるよう指導すること。

9. 高度化事業の特性に配慮しながらも、担保評価額が貸付金に満たない場合は貸付対象外の資産にも抵当権を設定するなど債権保全の強化を図ること。

原則として、貸付対象が土地の場合はその上の建物に、建物の場合はその下の土地にも評価額の過不足に拘わらず抵当権を設定すること。

10. 物的担保による債権保全見込み度合いを勘案して保証人を選定すること。

連帯保証人予定者の所得証明書及び資産証明書を必ず徴求し、保証能力有無の判断をするとともに、事故後の資産調査の基礎資料とすること。

11. 委員会の提言する改善策を具体化した貸付要綱を策定し、運用基準を明確にすること。

県はこれらの提言を踏まえて、高度化資金貸付要綱を策定している。

この事件は今回の事件とあまりにも類似点が多く、その時の反省がその後の商工労働部の融資行政に全く生かされていない。その時の改善策が完全に実行されていれば、今回の事件の発生を防ぐことができたと思われる。

(2) モード・アバンセに対する高度化資金の融資に係る経過

ア ヤスハラ構想への流れ

(ア) 当時の縫製業を取り巻く環境

本県では同和対策として地域住民の就労の場を確保することを目的に設置された共同作業場の大半を縫製関係が占めており、特に女性の安定就労の場として大きな役割を果たしてきた。しかしながら、全国的に縫製業を取り巻く環境は、消費自体の低迷に加えて、消費者ニーズの多様化、高度化といったことがあり、さらに、安い労働力を求めてアパレル産業が海外へ進出し、そのため輸入が増加するなど非常に厳しい状況にあった。本県の縫製業も、経営規模が零細であり、経済状況の変動の影響を受けやすく、賃加工に頼ってきたという経営基盤の弱さと従業員の高齢化といった課題を抱えていた。

昭和63年の県同和対策審議会(以下「同対審」という)の答申に「縫製業を地

域産業として振興していく必要がある。組合方式による高度化、協業化には企業者が事業構造を変えていくことが必要であり、そういうことを促進しながら振興を図っていく必要がある」といった内容が含まれていた。これを踏まえて同和縫製を、福祉サイドの課題としての同和対策課の所管から、企業として指導を行うべき時期となってきたとして商工労働部が担当するようになった。平成2年には部落解放同盟高知県連(以下「解同県連」という。)から縫製業の協業化、高度化に関する要望が出されていた。

(イ)就労対策推進チームの発足

昭和63年の同対審答申を受けて、平成2年7月23日、商工労働部内に対象地域就労対策推進チームが設置された。

その設置要綱によれば、この推進チームの業務は、1.地域産地産業の育成、2.地域商工業の指導育成、3.就労差別の防止、就職機会均等の確保、4.安定就労の促進、5.就労機会の拡充その他就労対策推進に必要な業務であり、チームの長は商工労働部副部長であった。チームは、この5つの業務に対応した5つの班で構成されており、その一つに同和縫製企業対策班があった。この班で対象地域内の縫製業に対する就労対策問題の検討が行われていた。

(ウ)縫製業に関する県への要望

平成3年度に解同県連は県商工労働部に対し「大型作業場、同和縫製の高度化、共同化を押し進めるとともに、専門学校を設置を図りたい」という内容の要求を行った。商工労働部はこれに対して「大型作業場、同和縫製の高度化、協業化はこれからの企業経営を進めるに当たって、その効率化を図るうえからも求められている共通の課題である」と回答した。

(エ)対県交渉の商工労働部長答弁

平成3年11月の対県交渉で解同県連の副委員長が具体的な要求を行っており、この中にヤスハラ等の名前も具体的に挙げられている。この時、答弁した河野商工労働部長が要望事項に対して一定検討する旨の答弁をしている。当時、安原氏は、同和縫製企業協議会の会長として、就労対策推進チームの会議に出席していたことは、当時の記録や証言から確認されている。

(オ)ヤスハラ構想の提出

平成4年2月27日に部落解放同盟代表者会に出席した同和対策課の西野課長補佐が同県連の書記長、書記次長及び(株)ヤスハラの前社長からいわゆるマー

ケティングセンターの構想について相談を受けた。この段階では具体的な内容が不明であったため、後日説明するということで終わっている。

次に、平成4年3月6日の(株)ヤスハラに従業員研修の際に、同和対策課の指導班長にヤスハラ側から『高知ニューソーイングマーケティングセンター(仮称)』の設立趣意書という資料が提出された。

これがいわゆるヤスハラ構想である。

(カ)ヤスハラ構想の検討

これを受けて、平成4年3月16日、平成3年度の商工労働部対象地域就労対策推進チームの打ち合わせ会が開かれ、この会の中で「マーケティングセンター(仮称)設立について」という資料に基づいた説明が行われている。

これに関して、当時の同和対策課指導班長は次のように話している。

「当時の印象としては全国的に縫製業界全体が非常に厳しい状況にあり、県内の縫製共同作業場も加工賃が上がらないなど厳しい状況にあった中で提案されたものであり、構想は単に加工賃で経営していく縫製工場のあり方にとどまらず、受注、販売や配送、学校など非常にスケールの大きい構想であり、産業振興や企業経営の面から多くの検討が必要と思ったことから、商工労働部には対象地域就労対策推進チームもあり、同和縫製企業対策班も設置されているのでそちらでの検討が可能と思い、同部へ引き継いだものである。提案者の(株)ヤスハラの社長の方もそういった考えではないかと思った」

平成4年度には、推進チームの同和縫製企業対策班の会が8回開催されており、そのうちの前半の4回で同和縫製に関する検討会という形で、マーケティングセンター構想についての検討がされている。

それとは別に、平成4年6月3日、同和縫製に関する検討会「M・C(ヤスハラ構想)検討会」が高知市で開催され、解同県連、(株)ヤスハラ、県側は商工政策課、経営指導課、地場産業振興課、職業安定課、労政訓練課、同和対策課が出席をしている。

イ 就労対策推進チームの回答

(ア)回答の概要

平成4年9月3日に商工労働部からヤスハラ構想に回答する場がもたれた。この参加者は(株)ヤスハラから安原社長他、解同県連から書記次長、県は川見商工労働部長、地場産業振興課長、同課長補佐ほか5名であった。「安原構想に対する検討結果」という資料をもとに、県はソーイングの訓練校を設置しても人が集ま

らないのではないかと、企業協議会から何社参加できるか等の質問を行っている。

なお、この時の県の手持ち資料には、ヤスハラ構想に関して「大半の企業が参加できない」、「センターへの権限、機能の集中が必要であり、ヤスハラグループ以外の脱落が予想される」、「地区住民の雇用増は想定していない」等とあり、最後に「本構想を一言で言えば、同和対策をテコとするヤスハラグループの成長戦略であり、県下の同和縫製全体の振興策としては、経費対効果の点で疑問がある」との認識が記載されている。

この後、解同県連書記次長の「検討結果を読めば、構想をやめるとしか読めないが」という質問に、地場産業振興課の中岡課長補佐が「ペーパーの中にこうしてはどうかというものも書いてある」と答え、経営指導課指導班長が「高度化資金はまず組合を作らなければダメだ。ヤスハラグループは資本系列が同一なので、組合とは認めがたい。組合を作るには最低4社必要だ」と発言したとの記録が残っている。

(イ) 商工労働部長の発言

この回答の場において、川見商工労働部長が「行政として支援するには協同化しなければならない、高度化資金制度をもうちょっと研究してみたらどうか」と含みを持たせるような発言をした。これについて川見商工労働部長は「(構想に対して)否定的な回答をした。期待を持たすような言い方をしたつもりはない」と証言している。最後に、安原氏が「今日の結果を持ち帰り、検討してみたい。高度化資金や訓練校についてはいろいろ教えてほしいので、関係各課ともよろしくお願ひしたい」と締めくくっている。

(ウ) 県内部での認識の差

当時の就労対策推進チームは、商工政策課の金融班や経営指導課の診断班も構成メンバーであったが、この回答の場には出席していない。商工労働部内には、この回答によりヤスハラ側はヤスハラ構想をあきらめたものという受け止め方もあったが、当時の金融班の担当者の証言では、この場においてそうした回答をしたことは聞かされておらず、ヤスハラ側がこの構想をあきらめたという認識はなかったようである。また、その後、ヤスハラ側から高度化事業が申請された際には、ヤスハラ構想の流れの一貫だと認識していたと証言している。

また、同和地区の就労対策を検討する中で、安原氏の縫製業だけは何とか経営を維持しているので、それを中心に再構築するしかないという雰囲気になっていたという金融班長の証言もある。

ウ 高度化事業申請への動き

(ア)ヤスハラグループ企業の代表者変更登記

一旦頓挫したかのように見えたヤスハラ構想は、形を変え、高度化事業の導入に向けて動き始める。平成5年1月からグループ4社の代表者の変更登記を行っており、代表取締役が安原氏から構成企業の工場長などへ変更されている。この変更は協業化を前提として、ヤスハラグループの構成企業を組合員とするためのものであったと推測できる。

安原氏の証言により、構成企業の実質的な経営者は安原氏であることは明らかであり、また、モード・アバンセの元理事は陳述書において「実際は自分は雇われの工場長であり、県から高度化資金を借りるため協業化をしたが、その際、安原氏から系列の各工場長に対して各工場が組合員となって協業化すること、各工場長は出資をしたことにすること、各工場長が理事となり高度化資金の保証人となってほしいとの要請があった」と述べている。

(イ)ヤスハラ構想に関する事業団との打ち合わせ

平成5年7月12日、商工政策課金融班の担当者が中小企業事業団で打ち合わせを行った。この時の打ち合わせの内容は、高知ニット協同組合(以下「高知ニット」という)(ヤスハラグループ)が高度化の対象となりうるのか、また、資本金に対する安原氏、(株)ヤスハラ、(有)ヤスハラの出資比率の割合や、安原氏がすでに過去2度の高度化資金を借りていることとの整合性に関するものであった。

なお、ヤスハラグループは、昭和53年の高知ニットを設立する際の工場建設資金として高度化事業の共同施設事業資金を借りており、続いて昭和60年に工場のデザイン室、試作室の増築を行った際には共同施設事業資金(構造改善等高度化(特定))の貸付を受けている。

(ウ)共同施設事業計画書の提出

ヤスハラ側から平成5年8月12日付けで共同施設事業計画書(概要)が提出され、さらに、同年11月1日付けで共同施設事業実施計画書が提出された。内容は、ヤスハラグループの協業化の内容と組織体制、事業計画、建設計画の予定案などで、ヤスハラ構想にあったソーイング訓練校は削除され、最終的な高度化事業の計画となっている。

(エ)高度化事業の申請

平成6年1月19日、商工労働部は中小企業事業団と事前打ち合わせを行い、

平成6年3月22日に地域改善高度化事業として正式に申請が行われる。この申請の際、事業計画に対して県の意見を付しているが、事業規模の妥当性については、「組合員の事業規模等から見れば投資額が極めて大きい」とか、償還能力の妥当性についても、「計画資料では償還が十分可能となっているが、従来の組合員企業等の経営実績から判断すると、実際にこれだけの利益を確保することができるか、やや疑問である」とされており、事業展開を不安視する意見となっている。

(オ)地域改善対策高度化事業への変更

平成6年3月22日、当初予定されていた繊維工業構造改善等高度化事業を地域改善対策高度化事業として変更している。これは地域改善対象地域の就労の場の確保を主目的としていること、昭和60年の地域改善対策高度化事業の対象となっていることが理由とされている。

なお、この事業の場合、無利子の融資となり、借り入れた元本の償還のみとなる。地域改善対策高度化事業の要件は、対象地域内に住所又は事業所を有する者が行う事業であり、貸付けについては対象地域中小企業者と認められる者が、原則として全企業数の70%以上を占めるものであることが条件となっている。しかし、実際は構成企業5社のうち、3社しか対象地域内の共同作業所として位置しておらず、事業団がなぜこの適用を認めたのか疑問が残る。

エ 協業組合モード・アバンセの設立

(ア)立地場所の選定

平成5年末頃、モード・アバンセ理事が経営流通課工業診断班長とともに新工場の用地の物色を始めたと思われる。共同施設事業実施計画書が提出された時点や高度化事業の申請が行われた時点では、候補地は南国市左右山が有力であり、工業診断班長の証言によれば、ほかに3カ所候補地があったようだが、最終的に南国市十市の現在の場所に決定したのは、平成6年9月22日であった。

この用地の選定については、地域改善対策高度化事業であるのに、なぜ対象地域でもない南国市十市を適地としたのか。本来、対象地域の雇用の促進を図る目的ならば対象地域内に設立すべきではなかったかとの疑問が指摘されている。

(イ)協業組合の設立

平成6年4月1日、高知ニットが臨時総会を開催し、協業組合への組織変更等を決定した。その後、同年6月30日付けで、県に対し組織変更の申請を行い、県は同年7月27日付けで組織変更の認可をしている。

ただし、この時点での事務所は、まだ窪川町の高知ニットの所在地であった。

(ウ)構成企業

モード・アバンセ設立時の構成企業、いわゆる組合員については5社であった。この5社のうち3社が地域改善対策の対象地域内の共同作業所であり、他の2社は対象地域外の工場である。モード・アバンセが南国市に本社工場を建てた後は、モード・アバンセの前身である高知ニットが構成企業の窪川工場となり、構成企業が6社となった。この6社については倒産したものや閉鎖したものもあるが、数社が現在でも操業を継続しており、そうしたことへの配慮から具体的な名前は伏せ、今後は協業化したときの工場名で呼ぶこととする。

その構成企業は、前述した窪川工場、拳の川工場、安芸工場、久礼工場、佐賀工場、下田工場であるが、すべて安原氏が実質的に経営する工場で、いわゆるヤスハラグループと呼ばれていた。

(エ)工場用地の取得

平成6年7月22日付けで、モード・アバンセは県に対し国土利用計画法に基づき、南国市十市の土地売買の届出を行った。届出の内容は、面積17,160m²、予定額4億2213万円余(1m²当たり24,600円)であった。この届出に対し、同年8月29日に県は不勧告通知書を出している。続いて、同年9月13日付けで、県は高度化事業検討会議において土地の事前取得を承認した。また、モード・アバンセは南国市に対して、高知市内の設計コンサルタントを事務代理者として開発許可申請等を行っている。

この土地の所有者は3名(うち1名は住宅供給公社)であり、面積は17,084m²取得金額は併せて4億2000万円余であった。その内、15,033m²、金額にして3億6900万円余に係る土地は暴力団関係者の所有であり、当委員会が設置される大きな要素となる。また、こうした事実を知っていたかとの当委員会における各証人尋問で、モード・アバンセ副理事長の福山氏に紹介した売り手側と買い手側の不動産業者は「そのことを知っていたはずだ」と証言し、安原氏、福山氏は「知らなかった」と証言している。なお、このことは、県も「知らなかった」との証言があり、また「民間同士の取引であり、土地のもとの持ち主の調査までは行うようにはなっていない」としているが、多額の公金を投入する事業であり、民間同士の取引だけではすまない問題である。さらに土地の価格についても、不勧告通知書が出されているだけでは高買いではなかったかとの疑問も解消されてない。

また、この暴力団関係者との売買に関して、平成6年9月21日付けでモード

・アバンセがその相手方に対して「工事費(荒造成)について平成7年1月末までに支払う」等の便宜を図る旨の念書を出していることも判明している。

オ 高度化事業の検討

(ア)高度化事業の流れ

高度化事業は、まず仮申請書を受理し、商工労働部の副部長以下が参加した高度化事業検討会議で検討を行い、それから計画診断、勧告を行い、その勧告に対応して計画の修正を行い、商工労働部長、商工政策課長、経営指導課長及び工業振興課長に外部のメンバーを加えた中小企業高度化資金貸付審査会に諮るという手順で進められていく。

エラー!

- ・平成6年8月1日 モード・アバンセは高度化資金貸付仮申請書を提出
- ・平成6年9月13日 県は高度化事業検討会議を開き、事業推進を承認し、事業用地の事前取得についても承認
- ・平成6年9月27日～30日 中小企業事業団及び県による1回目の共同施設事業計画診断
- ・平成6年11月10日 県の計画診断に基づく勧告
- ・平成6年12月15日 モード・アバンセは勧告への対応を提出
- ・平成7年1月9日 県は平成6年度高度化資金貸付審査会において、事業計画、所要資金の貸付けを承認
- ・平成7年1月24日 モード・アバンセは平成6年度高度化資金(土地・造成)の貸付申請書を提出
- ・平成7年2月14日～17日 中小企業事業団及び県による2回目の建設事後指導(建設診断)
- ・平成7年3月7日 県から建設事後指導に基づく勧告
- ・平成7年3月14日 モード・アバンセは勧告への対応を提出
- ・平成7年3月27日 平成6年度高度化資金貸付契約締結
- ・平成7年4月10日 県は土地・造成に係る高度化資金貸付金を支出
- ・平成7年7月18日 県は平成7年度高度化資金貸付審査会において、建物・設備等の所要資金の貸付を承認
- ・平成8年3月29日 平成7年度高度化資金貸付契約締結
- ・平成8年5月30日 県は平成7年度高度化資金貸付金(建物・設備)を支出

(イ)この時系列のうち診断については以下のとおりである。

a 経営診断による勧告

なぜ、ヤスハラ構想が形を変えて高度化事業の申請に至り、なぜ、高度化事業として認定されたのか、このことがこの事件の全ての疑惑の原点であるといっても過言ではない。

これを解明するため、当委員会は県に対し、その理由の説明を求め、それに関係していると思われる書類の提出を求め続けた。その中で、県が法律上の守秘義務や企業の経営に重大な影響を及ぼすという理由を盾として提出を拒んだものに高度化資金貸付に関する中小企業事業団と県による経営診断資料がある。

これについても、県側との調整の上、資料は提出されたが、現段階では県が非公開を前提に提出してきたものであり公開することはできない。しかしながら、経営診断を行ったうえで、平成6年11月10日に県よりモード・アバンセに対し、計画診断に基づく勧告を行っているのでその内容を以下で説明する。

(勧告内容)

1. 組合が組合員から承継する土地・建物・設備等の資産について、その内容、買取・承継条件等を明確にし、必要に応じ投資計画等に計上すること。
2. 自己資金の調達を確実にを行うため、増資時期を明確にすると共に組合員ごとに調達方法等を具体化させること。
3. 下記事項により収益力の向上等を図り、償還に支障を来すことのないように万全を期すこと。

組合全体としての必要人員を再検討するとともに、アパレルセンターの要員については、既存工場の従業員の配置替え等で充足するなどして人材の有効活用を図り、新規採用者は最小限に抑えること。

企画部門及び営業部門の主要ポストに経験者を雇用するなどして企画力・営業力等の強化を図ること。

オリジナル製品等の開発・販売促進等を積極的に行うとともに加工単価の高い製品等の受注確保に努めること。

4. アパレルセンターについては、4300㎡程度に規模を縮小すること。
5. 主として職員の研修用宿泊施設として利用する寄宿舍については、1棟8室程度の規模に縮小すること。
6. 組合総収支計画については、外注費、既存施設の賃借料、増加運転資金に伴う借入金等を精査し、見直しを行うこと。

この勧告に対して、平成6年12月15日付けで、モード・アバンセ側から勧告に対する措置内容をまとめて、報告をしている。

b 事業団と県による診断

中小企業事業団及び経営指導課工業診断班により、平成6年9月27日～30日に共同施設事業計画診断が実施され、その後、平成7年2月14日～17日に建設事後指導(建設診断)が行われている。

通常あまり例のない事後指導が行われた経緯について、中小企業事業団の指導員は「建物の建設単価が25%くらい高くなっていたので、県から依頼を受けて診断したものであるが、当時参加した事業団の建築の専門家によれば、格別高いわけではないとの判断であったので、勧告には盛り込まなかった」と証言した。さらに指導員は「各構成企業の5社の負債の持ち込みの件については、計画診断の際の収支計画では高知ニットの高度化事業の残債である1700万円以外は持ち込まないということであったが、事後指導の際には1億6000万円を持ち込むことになっていた。この差額でも大変だが、もし5億円を持ってこられたらたちまち計画が破綻するので、絶対持ってきては困ると組合に対するヒアリングの際に安原氏に確認している。この旧債務の持ち込みがなければ急につぶれるようなことはなかった」と証言している。

(ウ)メインバンクの対応

モード・アバンセのメインバンクであった金融機関の役員から当委員会に提出された文書によれば「モード・アバンセの工場建設等の構想は、モード・アバンセの現在の状況を考えると生き馬の目を抜くようなアパレル業界の中で勝てるわけではないと思い、担当支店長にはモード・アバンセとは接触しないように伝えた。また、その後のモード・アバンセからの接触に対しても『ようやらん』と言い続けてきた。そして、平成7年1月6日、安原氏が金融機関に融資の依頼にきた時に、最終的に『うちはようやらん』と直接に伝えた」とのことであり、また、役員は、最終的な話をモード・アバンセにしなければならぬので、事前に県に話を聞いておく必要があると思い、1月6日の1、2日前に商工政策課に行って話をする中で「メインバンクとしてはおつきあいできないことを伝えた」とのことであるが、当時の商工政策課の金融班の担当は、会ったことすらよく覚えていないという証言である。

カ 高度化資金の融資

(ア)土地の継承融資(つなぎ融資)

県は平成7年1月6日付けで開発を許可し、同月9日に平成6年度高度化資金貸付審査会で所要資金の貸付承認を行い、同日付けで高度化資金の仮内定通知書

を出している。これに基づき同月18日付けでモード・アバンセより正式の貸付までのつなぎ融資である中小企業組織強化資金(継承融資)の適用申請が出され、県は同月27日にこの適用を承認している。この時に承認した金額は、用地取得費の他に(有)三里土建に対する造成費と不動産業者への仲介手数料を含めた4億9000万円余である。この融資資金は、金融機関を通じてモード・アバンセに支払われた。

(イ)土地の造成工事

平成7年1月10日、モード・アバンセは(有)三里土建との間で造成工事の請負契約を締結した。契約書によれば、造成費用は8700万円余であり、工期は同年1月11日～同年2月15日となっており、平成7年1月30日と同年3月29日の2回に分割して工事費が支払われている。

しかし、県の土木部に提出された都市計画法に基づく開発許可申請では4000立米しか土工事は存在しないのに、商工労働部に提出された高度化事業の申請書にはそれ以外に30000立米の土工事を施工する見積書が添付され、それも含めた申請金額をそのまま承認し、融資していたことが明らかとなった。これは県内部における横の連絡が全く不十分であることを示すとともに、この工事が架空のものではないかという疑惑を生じさせた。そして調査を続けていく中で、設計コンサルタント会社の代表者の証言などから、当委員会では、この工事は架空のものであると判断するに至った。

また、モード・アバンセ本社工場用地の造成に関して、平成7年1月17日に約9980万円で(株)協連建設と契約しているが、協連建設は土工事の資格をもっておらず、(株)協連建設の社長は「建築工事の一貫の造成工事だから問題はないはずだ」と主張したが、契約は土工事だけ別途行っていることから、建設業法違反ではないかという問題も浮上した。

(ウ)高度化資金貸付金支出

a 貸付金(土地)

平成7年3月27日、県は工場用地の取得に関して、モード・アバンセと4億9100万円の中小企業高度化資金貸付契約を締結した。地域改善の高度化事業であることから、利息は無利子であった。また、中小企業事業団法及び関係規程によって、貸付金の償還は貸付け時から3年の据え置き期間ののち、それぞれの償還期限に応じて分割して納付する契約内容であった。

第1回目の高度化貸付金は平成7年4月10日に土地購入費として支出されている。

なお、当該契約に係る支出負担行為決議書の決裁は、山本副知事が代決している。また、この契約には、虚偽の申請その他不正の手段により貸付金の貸付を受けたとき等の場合は、繰り上げ償還を行うことや、償還期日までに貸付金を償還しない場合は延滞額につき違約金を徴収する旨の条項がある。

b 貸付金(建物・構築物等)

次に、平成8年3月29日県は、モード・アバンセと9億5250万円の貸付契約を締結した。建物、構築物が6億3300万円、機械設備は3億1950万円であるが、前回と同様、地域改善の高度化事業であるので、無利子であった。

そして、第2回目の高度化貸付金は平成8年5月30日に支出された。

この建物の請負金額が高すぎるとの疑問があり、当委員会では高知県建設業協会建築部会等に事後見積を依頼したところ、貸付対象の見積もりより約20%低い結果が出された。

その後の調査により、貸付の対象となった見積額と実際に要した工事費に2億円以上の差額があり、この差額は、安原側と建築工事請負業者の間の密約により、安原側へバックされていたことが判明した。

なお、担保については、南国市の本社敷地、建物、機械類の他、理事の所有する不動産等が提供されており、その総額は、県単独融資に係るものも含めて約33億円であると県は説明しているが、建物や機械設備の価値は逡減するものであり、また、県単独融資の担保についてはほとんどが2番抵当である上に、モード・アバンセ側の評価額をそのまま採用するなどのずさんな事務処理が行われており、抵当権を実行したとしても債権が保全される見込みはないものと思われる。

また、当時の理事8名が連帯保証人となっている。

(エ)増資問題について

平成6年4月1日に高知ニットが協業化を決定した際、計画では総事業費が18億円余りで、自己資金の増資額は3億6000万円と決めている。増資額の決定については、中小企業事業団法及び関係規程により、取得費用の80%以内しか高度化貸付金を受けられないという規定があるため、モード・アバンセ側は資金を調達する必要に迫られた。登記簿上では、本社及び各組合員である5つの構成企業は平成7年3月29日から5月25日までの間に増資を行い、その結果、平成7年6月1日には、当初3000万円であったモード・アバンセの出資金は、4億840万円となっている。

しかし、この構成企業である5つの組合員の出資に関しては、安原氏一人が全額用意したものであることが、安原氏本人、あるいは他の理事の証言や陳述書等で確認された。これによって、高度化事業で中小企業協同組合(協業組合)の組織

を作る場合の条件の一つである一組合員の出資口数が全体の100分の50以上となつてはならない(中小企業団体の組織に関する法律第5条の9第3項)との条項に違反していることが判明した。

(オ)貸付条件の変更について

土地に係る高度化資金は当初、平成10年3月31日から平成22年3月31日までの13回の分割により、建物、構築物等に係る貸付金は平成11年3月31日から平成23年3月31日までの13回の分割により、機械設備については、平成11年3月31日から平成15年3月31日までの5回の分割により、それぞれ償還される約定であった。

しかし、平成10年2月27日、モード・アバンセから平成10年3月31日には約定分の償還が困難であるとのことで「中小企業高度化資金貸付条件変更申請書」が提出された。商工政策課は審査の上やむを得ないと承認し、中小企業事業団に対し条件変更手続きをとった。こうしたことが3年続き、平成12年3月まで条件変更を承認している。この条件変更は最初の支払年が1年ずつ繰り延べられるが、終期は変わらないので、毎年の負担額が増加することになる。

当委員会発足後、平成13年3月31日が繰延後の最初の納付期限となっていたため、県は4月27日付けで20日以内の納付を求める通知書を送付した。

(カ)モード・アバンセ完成

平成8年5月モード・アバンセ本社社屋が完成した。

落成式は平成8年7月10日に南国市内のホテルで行なわれ、モード・アバンセ関係者、関係業者、県、関係市町の担当者、解同県連の役員等、200人近い関係者が出席した模様である。

(3) モード・アバンセに対する高度化資金の融資に係る問題点等

ア 同和対策事業に対する県の基本的認識等

平成5年度決算審査報告書は、今後の行政運営上検討または改善すべき事項として同和行政については以下のように述べている。

「同和問題の解決は国民的課題であり、県政上の重要課題として積極的な取組がなされており、生活環境の改善や産業基盤の整備等においては相当の成果がみられるところである。今後においても、高知県同和対策審議会の答申を踏まえ、これまでも指摘されてきたところであるが、特に行政の主体性に留意し、広く県民の理解と支持を得るとともに、市町村等関係機関とも密接に連携をとりながら、

問題の速やかな解決に向けて、一層の努力を望む」

このように行政の主体性の確保については、決算特別委員会において毎年のように指摘し続けてきた。知事は平成12年6月定例会において「県では、同和問題の解決は行政の責務だとの基本認識のもとに取り組んできた。その結果、生活環境の改善などの物的な事業については相当の成果が見られ、全体的には差別の解消に成果があったものと考えられる。ただし、就労対策の面などでは、景気や国際化の影響など社会経済情勢の変化のために、当初期待していた成果が得られなかったものもある。また、同和問題の重要性や根拠となる法律が時限立法であったことから、職員が地域の住民の方々の要望にこたえなければならないというプレッシャーを感じながら対応してきた面もあったと思う」と発言している。同和問題の解決が県政上の重要課題と位置づけられ、積極的な取組によって、相当な成果が上げられる一方、同和対策が団体対策、役員対策となって、当委員会での証言にもあったように一部の関係者が大きな発言力、影響力を持つようになった。それに対して、県に地域の状況や事業の必要性に応じて、事業を実施していくという主体的な姿勢に欠ける面があったことは否定できない。

14億円余の高度化資金の貸付けを受けた企業が操業開始直前に運転資金に行き詰まるという通常では考えられない状態に陥ったときに、政策判断と称し、十分な調査、検討を行わないまま企業の救済に突き進んだ背景には以上のような要因が考えられる。

イ 検討会議・審査会等の形骸化

佐川石灰石事件の教訓により、平成3年に制定された高知県中小企業高度化資金貸付要綱は検討会議及び貸付審査会の設置を定めていた。検討会議は商工労働部副部長をトップに関係課長等で構成され、貸付仮申請書の提出のあった高度化事業計画に係る基本的事項の妥当性の確認及び事業推進の適否に関すること等を検討する会議である。また、貸付審査会は、商工労働部長をトップに、商工関係課長及び外部の高知県中小企業団体中央会事務局長や国民金融公庫高知支店長等で構成され、貸付事業の基準に定める事項について審査を行うとされていた。

しかし、検討会議並びに貸付審査会の議事録及び貸付審査会に出席した金融機関高知支店長の証言等によれば、貸付審査会調書等の資料は審査会当日に配布され、事前に検討されることはなかった。県は、事業内容や効果、資金調達計画、返済能力等について説明したが、協業化以前の各企業の財務内容等は説明せず、それを示す資料も配付していない。また、審査会の開催時間は約1時間半と短く、多額の融資を審査することは物理的に無理であり、十分な資料や説明もない全体的に県主導の形式的な審査会になっていたことが推測される。

ウ 事務の審査、チェック体制の不備

県は、協業化前の各企業の負債について、高知ニットの負債以外は持ち込まないことを診断時に安原氏と確認し、安原氏は個人の資産を処分する等により負債を処理する旨の約束をしていた。しかし、この約束を守るだけの力が各個別企業にあると判断できる根拠は、県にはなかったと思われる。

高度化資金の融資を受けるためには、複数の企業で協業組合をつくること、各組合員が高度化事業資金の20%以上の自己資金を準備すること、その出資金も1組合員の出資割合が50%以上となつてはならないことが条件となっている。当然、これらのことは検討会議までに事務的に審査されるべきものであるが、モード・アバンセはこれらの条件を満たしておらず、当委員会の調査までこれが問題となった形跡も認められない。これは安原氏などが条件を満たしているかのように工作したことにもよるのであるが、県の審査も十分なものではなかった。

エ 庁内の情報の共有・伝達の不徹底

(ア)ヤスハラ構想に対する考え方

平成4年9月に、商工労働部がヤスハラ構想に関する検討結果をヤスハラ側に示し、否定的な考えを伝えたとき、上層部と事務担当者との間でどれほど統一した認識の共有があったか疑問が残る。この認識の差が、その後の高度化事業の貸付け、さらには県単やみ融資につながっていく流れの中での大きなポイントであるのではないか。

(イ)構成企業の負債持ち込みの認識

協業化前の各企業の負債をモード・アバンセに持ち込んだことが、操業開始直前に実質的な倒産状態に陥る主な要因と考えられる。経営診断の段階で把握されていたこの負債について、県がどのような認識を持ち、どのように引継をしていたのか、これが責任問題に関する重要なポイントとなる。

まず、経営指導課の工業診断班は当然知っていたと思われる。なぜなら、平成7年3月の共同施設事業事後指導報告書(経営診断書)の中でモード・アバンセの貸借対照表を作成しているが、これには平成3年度における6億5200万円余の長期借入金が記載されている。

また、商工政策課の金融班も工業診断班からこの書類が回ってきているので、知り得る立場にあったが、当時の担当者はよく覚えていないと証言している。

負債を持ち込まないという約束によってか、平成6年12月15日の平成6年度共同施設事業実施計画書には、組合借入金残高の長期借入金が1億3811万

5000円(うち高度化資金残高1760万円)であると記載されており、この数字が以後の高度化資金貸付の審査に当たった前提条件となる。貸付審査会の委員であった金融機関の高知支店長も旧負債の持ち込みが判明しておれば、かなり慎重な審査になっていたであろうと証言しており、こうした経営診断書や実施計画書の負債の内容について、どこまで工業診断班や金融班が上司に報告していたのか、決裁権者である課長以上のポストの者がどの程度認識していたかが、重要なポイントであるが、県の管理職等の立場にあった者は、知らなかったと証言している。

(ウ)用地造成に係る切土量

モード・アバンセの用地造成に関して、都市計画課に提出された開発行為許可申請書に添付された設計書の土工事の量と、高度化資金貸付申請書に添付された見積書の土工事の量が大きく異なっていたことを、当委員会が発足するまで県は全く気づかなかった。これは、部局が異なれば、チェック機能が働かないという縦割り行政の悪い面が出たものである。

2 モード・アバンセに対する県単独融資

(1) 事実関係の概要

ア 操業直前の資金ショート

モード・アバンセが操業を開始する直前の平成8年6月ごろ、モード・アバンセ安原代表理事からモード・アバンセが資金繰りに窮しており、県の支援を要請する相談が商工労働部に持ち込まれた。同月中旬、都築商工政策課長は経営流通課経営診断班長に対して、商工組合中央金庫(以下「商工中金」という)高知支店でモード・アバンセからの融資依頼の内容、商工中金の動向を調査してくるよう指示した。経営診断班長は商工政策課金融班長とともに商工中金へ出向いたが、商工中金からは「本店も交えて検討しているが、最初から診断にも参加していれば協調融資もやっていくのだが、今回は診断にも参加していない、また、モード・アバンセの財務内容も厳しいものがあるので」と確たる返事はなかった。そのころ、資金ショートの事実を知った川村商工労働部長はそのことを山本副知事に報告している。

イ プロジェクトチームの発足

平成8年7月4日、商工労働部の3課(商工政策課長、経営流通課長、工業振

興課長補佐)がモード・アバンセ安原代表理事と面会して、経営状況を聞いている。その内容は判明していないが、その後、経営診断班長は西山経営流通課長から今後はプロジェクトチームでやっていくから、直接の指示を都築商工政策課長から受けるようにと指示される。

このとき、経営診断班長は「資金ショートということは、経営ベースで見れば倒産状態だ」と言ったところ、都築商工政策課長からは「この案件は高度な判断を要する案件であり、そうしたレベルで判断していく案件ではない」と言われ、その後、都築商工政策課長から経営状態を把握するために調査を命じられる。これは、モード・アバンセを存続させていく方向で必要な調査を求められたものと考えられる。

7月末に経営診断班はモード・アバンセに赴き負債、事業計画の内容及び今後必要な運転資金の調査を開始した。

その結果、倒産の危機に陥った原因として、経営環境の悪化、個別企業が負債(6億5000万円)を抱えたまま多額の投資、メインバンクを確保せず事業着手したこと等が判明し、倒産防止のためには、設備代金の支払いに2億5570万円、運転資金に9億4430万円の計12億円の資金を必要とすることが明らかとなった。なお、設備代金については、モード・アバンセはリースを予定していた機械設備の買い取りを余儀なくされたためと説明していた。

構成企業の負債(6億5000万円)をモード・アバンセに持ち込んだことが資金ショートの主たる要因である。これは高知ニットの赤字以外は持ち込まないという約束を安原氏が反故にしたものである。この約束を当時の県の関係者がどこまで知っていたのかは不明である。雇用の問題や、14億4000万円余の高度化資金を貸し付け、モデル的な事業として推進していたことから、いまさら止めることはできないと考えたのか、結果的に、この時点の判断の誤りが12億円ものやみ融資へとつながる。

ウ 金融機関に対する支援依頼

平成8年8月9日、商工労働部長、商工政策課長、同課金融班長が商工中金に正式の支援要請に行くが、断られた。また、メインバンクの支援も困難だとの意向が伝わった。これにより、金融機関による支援が無理だと判断した商工労働部は8月20日頃には、県単独融資しかないと考えようになる。

しかし、西山経営流通課長はその時点でも既存の制度を活用した支援策しか頭になく、新しい制度を作ることには考えが及ばなかったと証言している。

ただし、すぐに県単独融資に考えが移ったわけではなく、協業組合の改善すべき点を検討するため、班長レベルの検討会(商工政策課長、課長補佐、金融班長、

金融担当、経営流通課経営診断班長、診断担当、工業振興課課長補佐、担当班長)が開かれた。その検討内容は、協業組合の状況説明と経営改善計画の内容、売り上げの確保対策、金融支援の方策、あるいは、大阪で行われている会計処理を高知に移すことや経理の一本化を図ること等である。

その間、経営診断班長は何回となくモード・アバンセへ詰めて、安原氏等からヒアリングを行っている。

こうした検討の中で、経営全般の支援、指導を経営流通課が、売り上げ確保を工業振興課が、金融制度についての検討を商工政策課がそれぞれ担当するという役割分担も決定された。

エ 商品計画機構と婦人服ブランド「シーサイズ」

平成8年6月に高知県商品計画機構(以下「商品計画機構」という)がアパレル分野に進出することになった。ブランド名は「シーサイズ」。生産はレナウンの国内工場に委託する予定であった。当時のアパレル業界はバブル崩壊後、斜陽産業として低迷していた。コスト削減のため、縫製工場を海外へシフトしている時期に、こうした事業に打って出るのはかなりの冒険ではなかったかという疑問が残る。「シーサイズ」の生産をモード・アバンセに生産委託したということを平成8年8月22日付け高知新聞が報じている。それによると、この変更理由について、商品計画機構は当初、生産については納期や品質管理、物流面での信頼性からアパレルの大手のレナウンの下請け工場に委託する計画であった。県内縫製工場の利用については、事業が軌道に乗れば可能性もあるが、スタート時から難しいとしていた。その後、モード・アバンセから生産委託の強い要望があり、モード・アバンセが多品種・少量生産、短納期化などに対応するようシステム化されていることから、コスト的にはレナウンの方が高いことや、地域振興の観点などからも生産委託をレナウンの下請け先からモード・アバンセへ切り替えたところである。

モード・アバンセは、この商品の生産のため、既存のラインを変更し、新たなラインを作った。営業は商品計画機構が行い、商品については、百貨店の買い取り制となった。

この「シーサイズ」の生産について、県がモード・アバンセに対し、話を持ち込んだのではないかという疑問があり、そのことについて商品計画機構の長澤社長やモード・アバンセの関係者等に証言を求めた。

長澤社長の証言では、当初はレナウンの下請け会社で生産の予定であった。レナウンは大量生産は得意だが、小回りが利かず、百貨店側の取り扱いの金額を考えると原価的に非常に厳しいと考えていたところ、同機構の藤井部長が、県内に

モード・アバンセがあるという話を聞いて、話を持ち込んだとのことであった。安原氏も「シーサイズ」は商品計画機構から話が持ち込まれ、パタンナー、デザイナーなどのスタッフを入れ替えて縫製の技術を導入したことに資金が必要だったという証言をしている。

この証言は、どちらが話を持ち込んだかという話になると、新聞報道ではモード・アバンセ側から生産委託の強い要望が出たとあるので、若干矛盾はするが、県の介入はなかったということになる。しかし、平成12年8月、巨額背任事件で服役中の元商工政策課長に依光委員長ほか2名の委員が松山刑務所で接見した際、元課長は「工業振興課の指導でモード・アバンセへ「シーサイズ」の話をもっていった」という話をしており、食い違いが認められる。

オ 副知事の判断

平成8年9月、川村商工労働部長、都築商工政策課長らは、それまでのモード・アバンセに対する調査結果を受けて、再建は可能と判断した。そして、同月9日、山本副知事に対してモード・アバンセの状況、必要資金、売上げ等を報告し、確実ではないがリスクについても話をし、県単独融資制度を創設して支援していくことを説明した。同副知事は「売上高が計画どおりいくのは難しい面があるのではないかと指摘したが、川村部長が「商品計画機構も受注先になっているので、なんとかやっていけるのではないかと思う」と答えている。これに対し、副知事は「フォローはしっかりやるよう」指示している。

経営診断班長の証言によれば「商工労働部としてはできるだけ議会へ報告、説明してやりたいという、副知事はそういうことを言うたら公表すると一緒ではないか、それはしないようにというようなことを言った」とある。一方、これに対し、山本副知事の証言では「議会に対して何とか説明の方法はないかと考えたが、最終的に無理だと判断し、この細目事業の運用について問題があるならば自ら出て行って弁解も釈明もして理解をしてもらおうという覚悟で、(議会に説明するのを)引き留めた。このことは一番気にしていたところだ」とある。

なお、川村商工労働部長の証言では「何とか議会へ説明のできるような制度にならないか」という副知事の指示を受け、四国財務局や高知財務部あるいは高知県信用保証協会(以下「保証協会」という)へ担当課長を行かせ、検討・議論をしたが、結果的には難しいという結論に至ったとのことであった。

この時点で、副知事以下、商工労働部内でモード・アバンセに対する県単やみ融資の意思決定がされたものと推測される。

カ 地域産業高度化支援資金制度の創設

平成8年9月20日、モード・アバンセから「経営改善への支援について(依頼)」という文書が県に提出された。これは、県が県単独融資を行うに当たり、モード・アバンセ側にその時点での借入金の内容や平成14年度までの返済計画を明確にさせたものである。この文書には、事業導入時の見通しの甘さやその後の経済環境の一層の悪化などにより、このままでは資金繰りがつかず、倒産の危機に陥っているという記載がある。

平成8年9月25日付けで、都築商工政策課長自らの起案による『平成8年度地域産業高度化支援資金制度要綱』が策定された。この要綱では融資対象者を、「地域改善対策高度化事業を実施し県内繊維工業の発展に大きな役割をもたらす協業組合であって、知事が認めた者」と定めており、事実上モード・アバンセのみを対象とする融資制度の創設であった。

必要資金12億円は、既存の県単融資制度(中核支援)を活用した保証協会の保証付きの貸付1億8500万円と、予算を流用して新たに創設した県単独融資10億1500万円で用意する計画であった。

しかし、実際に貸付けが行われた額は、保証付きの貸付1億8500万円及び平成8年9月27日から同年12月13日の4回にかけての県単融資10億350万円である。

キ 産業パワーアップ融資制度の創設

平成9年度に、地域産業高度化支援資金制度を拡充し、協業組合モード・アバンセ及び他の特定企業を対象とする貸付金20億円の予算要求が行われた。そして、平成9年3月に、産業パワーアップ融資制度要綱が制定された。しかし、これも県民や議会に報告、説明されることはなかった。この要綱の内容は、厳しい経営環境に対応できる企業への脱皮を目指す企業に必要な資金を貸し付けることにより、県内企業の経営安定と振興に寄与することを名目として、新たに土佐闘犬センターグループに対する支援も可能としたものであった。なお、この要綱では地域産業高度化支援資金制度要綱にはなかった審査会が設置されることとされていた。

この産業パワーアップ融資制度の予算は、その後、平成10、11年度と計上されるが、その内、土佐闘犬センターグループに対する予算は財政当局の反対により結局執行されなかった。これについては、後に詳述する。

ク 同和対策審議会答申

平成8年12月に出された同対審答申は、平成7年2月の知事からの地対財特法失効後の同和対策のあり方についてという諮問に対するものであった。この中

で、モード・アバンセに関して「縫製工場の新たな動きとして、平成6年度に県内の5企業(うち、3企業が共同作業場を利用する企業)がその体質強化を目指して協業組合を設立し、国の地域改善対策高度化資金を活用して新しく生産・物流の拠点となる共同施設の建設を行っている。この協業組合では従来の加工賃に頼る下請けだけではなく、自社ブランドの開発と販売も目指しているが、この取り組みは今後の縫製工場のあり方のモデルとして評価すべきものであり、注視していく必要がある」と記載されている。これは、平成7年8月の同審議会産業経済部会での商工政策課長及び商工労働部長の説明、各委員の意見を集約して同対策課が文章的な整理をし、案をとりまとめて最終的な答申となったものであり、県としてこの事業を成功に導きたいという思いからモード・アバンセに関する文言を答申に盛り込んだものと説明されている。なお、この産業経済部会の委員には、モード・アバンセの監事でもあった運動団体役員が含まれており、議事録によればモード・アバンセ設立を主導したと発言している。

ケ 「転がし」の始まり

産業パワーアップ融資制度要綱の制定を受けて、平成9年3月24日付でモード・アバンセから、10億350万円の平成9年度産業パワーアップ融資資金貸付申請書が県に提出され、3月25日には、産業パワーアップ融資支援審査会を開催し、支援の継続を承認した。

この審査会は、議事録によれば、商工労働部長を委員長に、商工3課長が委員として出席しているほか、オブザーバーとして金融機関及び保証協会から2名参加していた。議事の内容は事務局の説明、委員長の質疑があり、特に異議もなく推進していくことが決定されている。

平成9年4月1日に貸付が実行され、10億350万円がモード・アバンセに支払われた。

貸付金は年度内の3月31日に一旦返済され、翌4月1日に新たな貸付が実行されるもので、県の決算上は収入未済が生じることもなく、問題が表面化することが避けられる仕組みになっていたといういわゆる「転がし」の手法を用いたものである。当該貸付金の財源は当該年度の償還金をもって充てるというこの手法は、従来も県内部で容認されていた手法で、他にも例はある。

なお、3月31日の返済から4月1日の新たな貸付までの間、モード・アバンセに資金不足が生じることになる。このため県は、金融機関にその間のつなぎ融資を要請していた。これも当初は、商工労働部長名で要請されていたが、モード・アバンセの経営内容に不安を抱くようになった金融機関から知事名での文書を求められ、平成11年4月20日付の文書は知事名で提出されている。

コ 「シーサイズ」の打ち切り

平成10年2月末、商品計画機構は、予想外の成績不振から百貨店が「シーサイズ」の売場を撤去したため、生産を取りやめた。

商品計画機構は、この事業の失敗により約5000万円の損失を被った。

安原氏は「シーサイズの失敗がモード・アバンセの経営に大きなダメージを与えた」と証言したが、長澤社長は「商品は百貨店の買い取り制であるから損はさせていないはずだ」と証言し、全く矛盾した内容となった。安原氏等の証言によれば「シーサイズ」にあわせた生産ラインの変更やB級品が多いために余分にとってストックしなければならないことなどが挙げられていた。また「シーサイズ」の生産は、自社での生産が20%程度であってほとんど外注しており、もともと高性能の機械はあってもそれを使いこなすだけの技術も能力もなかったことが明らかとなっている。

県がモード・アバンセは再建可能だと判断した根拠の一つに「シーサイズ」の生産があるが、過大な期待であったと言わざるを得ない。

サ 追加融資の支援要請

平成9年11月頃、モード・アバンセは業界の不況が深刻化し、売上高の大幅な落ち込み等、再度の経営危機を理由に県に追加融資の支援要請を行った。

審査会議事録によれば、平成9年12月18日、商工労働部長以下関係各課長及びオブザーバー1名が出席し産業パワーアップ融資支援審査会が開かれた。ここで、再建に向けての条件を付したうえで、2億円の追加融資が承認された。条件は、期限を切って実行する事項として、不採算部門の合理化や経費の縮減等の観点から安芸、久礼、佐賀の各工場を平成10年1月末までに分離すること、窪川、拳ノ川、下田の各工場を平成10年5月末までに切り離すこと、理事の削減を行うこと、役員報酬の減額、従業員の人件費の凍結及び追加担保の提供等であった。また、継続して実行する事項としては、分離工場への受注確保、生産性向上のための従業員教育の徹底、全資金について県の事前承認を得ること等であり、今後県は新たな資金の支援は行わず、また、期限を切った事項が実行されなかった場合は、直ちに2億円を繰上償還させるとしている。この条件提示に対して、代表理事他2名がこの内容を実行することを約束した確約書を12月18日付で県へ提出している。

なお、この2億円に係る支出負担行為決議書及び支出命令書は前田商工政策課長自らが起案していた。

シ 保証人の削減

平成9年12月の産業パワーアップ融資支援2億円追加融資に係る連帯保証人は3名であり、同年4月当初の融資の時の5名から2名少なくなっている。

これは、安芸及び久礼工場の責任者が協業組合の理事を辞任し、独立してそれぞれの工場の経営者となった際に、連帯保証人の免責を求められ、協業組合に残った3名のみ連帯保証人とするのを認めたことによるものである。平成9年4月当初の10億350万円に係る連帯保証人は5名のままであったが、転がしの手法により一旦返済されて、新たに翌10年度に貸し付けられた産業パワーアップ融資12億円に係る連帯保証人は3名となっている。

追加融資をしながら連帯保証人を5名から3名に減らし、2名の免責を認めたことについて、川村商工労働部長は「長いやりとりがあったが、県の貸付要綱に理事全員を保証人とするとあったこと及び分離独立した工場の経営を順調に進めるためにやむを得ない判断であった」と証言している。

ス 産業パワーアップ融資制度要綱の永年化

平成10年3月23日、それまで年度ごとの要綱であった産業パワーアップ融資制度要綱の永年化が決定され、当初支援決定を受けている企業については、10年を限度として、当初の支援期間は引き続き支援を行えるものとした。これにより既存の貸付については審査会も10年度から開催されないこととなった。

セ 工場の分離、独立

平成9年12月に、県から安芸市、中土佐町及び佐賀町の担当者にモード・アバンセを構成する工場を分離するという話が持ち込まれた。モード・アバンセの経営状況が悪化しており、このままでは本社も各工場も立ち行かなくなるということから、各工場を切り離すことになるということであった。翌10年1月12日に南国市のモード・アバンセ本社で関係市町、県、モード・アバンセ関係者による会合が持たれ、モード・アバンセは12月の理事会で各工場の分離を決定した等の話がされた。同年2月9日には、関係市町及び県による会合が開かれ、県は制度を活用して支援するので、各工場は早急に後継の経営者を定めて分離独立してもらいたい旨の説明を行った。各市町にとっては寝耳に水の話であり、地域の就労の場を確保しなければならないという立場から、工場を存続させるために様々な方策について検討が重ねられた。

このうち、中土佐町では川村商工労働部長、中土佐町長及びモード・アバンセ安原代表理事で確認書を交わしている。確認書の主な内容は、分離される工場に対して県は可能な指導を行う、モード・アバンセの負債は後継の経営者には引き

継がない、分離される工場の機械類はモード・アバンセが無償譲渡する、残債のある機械は残債額で町がモード・アバンセから買い取り後継の経営者に貸与する、車はモード・アバンセが決済して譲渡する、財政負担を伴う町の支援に県が努力する、代表理事は分離される工場の受注確保に最大限努力するなどであり、分離される工場にとってかなり有利な内容となっている。町職員の証言及び提出資料によれば、分離される工場の責任者、モード・アバンセ代表理事、町及び県の間で分離の条件に関してかなりの議論があったとのことである。また、以前から中土佐工場の工場長が辞意を示していたこともあり、町、モード・アバンセ及び町に在住する解同県連役員により工場存続に向けた会合が頻繁にもたれていた。こうしたことにより、他の市町に比較して有利な条件で分離独立することができたと思われる。

モード・アバンセが操業開始直前に経営破綻に陥った原因の一つに、協業化前の個別企業の負債を持ち込んだことがある。結果的に、この分離、独立はその持ち込んだ負債をモード・アバンセに残して個別企業は身軽になって出ていったという形になっている。

ソ 分離後の経過

(ア)「転がし」の継続

転がしの手法による県単独融資は平成10年度も継続して行われ、平成10年4月1日に12億円がモード・アバンセに貸し付けられた。償還期限は翌平成11年3月31日であったが、平成11年3月29日付でモード・アバンセ代表理事から知事あてに「平成10年度県単独融資貸付金(産業パワーアップ融資)の返済延期のお願い」と題する文書が提出された。これは、貸付金については(金融機関と推測される)からの一時借入により返済する予定であったが、突然融資できないとの回答を受け、資金繰りの関係上全額返済が困難となり、しばらくの猶予をお願いするとともに、とりあえず、元金2400万円を納入するというものであった。このため県はしばらくの猶予(1カ月)を認めるとともに、金融機関に対してつなぎ融資を要請した。モード・アバンセに対する見方が厳しさを増していた金融機関は従来の商工労働部長から営業部長あて依頼文書ではなく、より担保能力の高いと思われる知事から頭取あての文書を求め、県はこれに応じて、前述のとおり平成11年4月20日付で貸付額11億9850万円のつなぎ融資を依頼する文書を知事名で提出した。

これによって、つなぎ融資が実行され、平成11年4月27日には、モード・アバンセから元金及び利子が全額償還された。

(イ)分離後の工場のその後

協業組合の安芸工場((株)ヤスハラ)は、分離によって有限会社シャルムアキとなったが、平成11年12月28日に倒産した。

拳ノ川工場((有)ヤスハラ)は、分離によって別の企業に賃貸をしており、現在も操業中である。

佐賀工場及び久礼工場は、分離により別法人となり、現在も操業中である。

協業組合の下田工場((有)下田ソーイング)は、分離により、平成10年6月30日に閉鎖されている。

窪川工場は、高知ニット協同組合が、平成6年7月27日に協業組合モード・アバンセへ組織変更されたものであるが、分離により平成10年7月1日より別の企業に賃貸され、その後平成11年3月26日にさらに別の企業に売却されている。

この工場の売却価格は1億1000万円であるが、この中から県が回収できたのはわずか50万円であった。

(2) 県単独融資に係る問題点等

ア 情報開示、説明責任の問題

平成8年度の地域産業高度化支援資金制度も平成9年度からの産業パワーアップ融資制度のいずれも、県民や県議会に明らかにされず、県が作成する融資制度一覧にも掲載されなかった。

これは、高度化資金のずさんな融資の実態が明らかになることを避けるため、公表しなかったものと考えざるを得ない。

イ 不適切な事務処理

平成9年12月に2億円の県単独の追加融資を行った際に、連帯保証人を5名から3名に削減している。これは、産業パワーアップ融資制度の貸付要綱が理事を連帯保証人とすると規定していたことによるものと県は説明しているが、貸付金額を増やししながら、内部規定である貸付要綱をもって連帯保証人の免責を認めたと判断には疑問が残り、あくまでも連帯保証の責任を追求すべきであったと思われる。

県単独融資の担保は、高度化資金の担保となっているモード・アバンセの土地、建物に根抵当権を設定している他、モード・アバンセの理事個人の財産を担保に取っているが、その抵当権設定第1順位のもの、件数で3件、評価額にしてわずか35万1000円でしかない。

ウ 政策決定や事務手続き上の瑕疵

高橋商工労働部長は県単独融資について「地域経済や雇用に与える影響を考慮して、地域改善対策のモデル事業として取り組みを成功に導くためにも政策判断から県単融資に踏み切った。責任については、行政としてある程度考えてやったということではないかと思うので、その政策判断というのは県の組織として一定判断をしたんではないか思っている」と説明している。

また、山本副知事は、決裁権があっても異例に属することは上司に報告すべきと定めた事務処理規則について、その判断は決裁権者である自分の責任で行った旨の証言をしている。

14億円余の公金の貸付を受けたものの、操業開始直前に資金繰りに行き詰まった企業に対して制度を創設して多額の支援を行うということは、高度な判断を要する異例のことであって、知事に報告すべき事例であり、これを行わなかった副知事の判断が法令、規則等に違反していることは明らかである。

エ 特定の団体、個人への偏重

中小企業高度化資金の条件は厳しく、簡単に融資を受けることはできないといわれている。安原氏は、昭和53年の高度化事業共同施設事業資金、昭和60年の共同施設事業資金(構造改善等高度化(特定))そして今回の高度化資金と、この融資を3回にわたって受けている。

操業開始直前に資金ショートを起こすという通常考えられない状況に陥ったときも、県は制度を創設してまでこの企業の救済に全力を尽くしている。

また、協業組合を構成する各工場を分離する際も、解同県連役員が関係を持つ工場に関しては、他に比べて非常に有利な形での分離を認め、確認書も交わしている。

既にモード・アバンセの破綻が明らかとなった平成8年12月の時点で、平成8年度同対審答申はモード・アバンセに高い評価と位置づけを行っている。

このように、特定の団体・個人の圧力に屈するような、行政の主体性のない対応が顕著であった。

オ 庁内の情報の共有、伝達の不徹底

高度化資金のところでも述べたことであるが、平成8年度のモード・アバンセに対する県単独融資に係わった職員が、協業化前の各企業の負債は持ち込まないという約束を全く知らなかったということは、多額の融資をする際の重要な情報の管理が全くできていないことを示している。

3 土佐闘犬センターに対する別件やみ融資問題

当委員会の調査の過程において、「地域産業高度化支援資金制度」は、モード・アバンセのみを対象としていたが、県は、土佐闘犬センター株式会社（以下「闘犬センター」）にも融資の対象を広げるために「産業パワーアップ融資制度」を創設し、9億5000万円を予算化し、やみ融資を計画していたという「別件やみ融資問題」が明らかとなった。

そこで、当委員会では、この問題についても、当委員会の調査権限に含むものとして、平成12年11月臨時会において、全会一致で確認し、本格的な調査を進めた。

(1) 事実関係の概要

ア うぶすな博物館に対するつなぎ融資

(ア) 金融機関に対する支援依頼

鍋島企画部長が四国銀行（以下「四銀」）長浜支店に「闘犬センターに対して、保証協会の保証付き融資を実行するまでのつなぎ融資をお願いしたい」旨の電話をかけたのは平成7年9月頃のことである。しかし、同年6月には四銀本店は長浜支店に対して、闘犬センターへの単独の貸し増しは、これ以上行わないよう指示していた。このため、長浜支店長は「支店での対応は難しい。本部の方に直接要請をお願いしたい」旨の回答をしている。

鍋島企画部長、安部商工労働部長は、つなぎ融資を要請するため、同年11月28日付けで、両部長連名で私印を押印した支援要請文書を四銀あてに提出した。「融資の安全性が担保できるよう、県及び信用保証協会との連携により対処していく。観光振興及び地元産業育成の観点から支援いただきたい」との内容であった。

さらに、平成8年7月10日には鍋島企画部長、宮地商工労働部副部長、都築商工政策課長が四銀を訪れ、つなぎ融資の要請を行い、同日付けで鍋島企画部長、川村商工労働部長連名の私印を押印した支援要請文書（内容は前回とほぼ同じ）を再度、四銀あてに提出した。この時、県側は四銀に対して保証協会への支援の要請を県三役クラスが行うことを約束している。

四銀は、これらの県からの強い支援要請に基づき、闘犬センターグループの（有）高知県うぶすな博物館に対する保証付き融資2億2千万円が実行されるま

でのつなぎとして、平成7年9月から平成8年7月までに3回に分けて1億2,500万円の融資を実行した。

うぶすな博物館は、平成7年11月に貝類、サンゴ類の展示、民芸品の販売を目的に設立され、当時、独立して間もない企業で、業績が十分でなかった。保証協会としては、保証対象となる企業は原則6か月程度の実績を見ることなど条件整備が必要であった。条件が整って審査に入った段階で、闘犬センターの経営が悪化している。

闘犬センターの経営診断のために、平成8年3月以降、都築商工政策課長、高橋同課長補佐ら商工労働部職員が、四銀長浜支店をたびたび訪ね、四銀から財務資料の提供を受け、県独自の現地調査にも入っている。

(イ)保証協会への支援依頼

保証協会の西森会長が、県から直接支援の要請を受けたのは、平成8年2月27日、安部商工労働部長からである。その後、同年7月9日に川村商工労働部長、鍋島企画部長、前田商工政策課長補佐から保証の相談を受けている。

続いて、同年9月9日、商工労働部長名で西森会長に対して、公印を押印して支援要請文書が出されている。その中で「うぶすな博物館が設立され8か月間が経過した現在、経営に一定の見通しがつき、今後の桂浜の中核企業として期待される。県としても観光行政の面からも将来的に積極的に（うぶすな博物館を）支援していく方針である」と県の考え方を示している。さらに同年9月19日には川村商工労働部長と都築商工政策課長から連名で、信用保証書の発行を促す文書が出されている。

一方、闘犬センター役員の弘瀬勝氏から保証協会への要請は、同年8月頃に西森会長に「保証の申込をしている」という電話が一度あったのみである。

西森会長は「県の文書によって信用保証に踏み切ったわけではない」としたうえで「闘犬センターに高利の負債の見通しが立たないので、保証をちゅうちょした」が「四銀からの（9億5000万円の）借り入れで決済される見通しが立ったことから保証に踏み切った」旨の証言をしている。

保証協会は、同年10月1日に四銀長浜支店長の訪問を受け、四銀が9億5000万円の融資を行うことを確認し、同日付けで保証承諾を行っている。

その結果、同年10月2日に保証協会の保証付き融資2億2000万円が実行され、四銀の1億2500万円のつなぎ融資は回収されることとなった。

イ 闘犬センターに対するつなぎ融資

(ア)取引先の倒産と高利の借入金

平成8年3月、闘犬センターは、県外の取引先の倒産で約2億円の不良債権が発生し、倒産の危機に直面した。四銀は、その際の調査で、闘犬センターには別に約7億円の高利の借入金があることを把握している。この中には、「市中の裏の金融」業者からの借り入れが含まれており、その金利は20%台から30%前後で、50%を越していたものもあった。また、約7億円のうち約2億5000万円分は、四銀の有力株主のものであり、闘犬センター監査役の債権であった。

(イ)県の支援に向けた動き

闘犬センターが四銀に対して支援要請したのは、「県に言ってあるので後は頼む」と電話をかけただけで、その後は、主に県からの支援要請が続いている。

闘犬センターの弘瀬氏から「(県から)融資を受けられないか」との支援要請を受けたのは、所管外の鍋島企画部長である。「夏場の早い時期」に鍋島部長は、融資行政を所管する川村商工労働部長に「闘犬センターが取引先からの不渡り手形がきっかけで経営に窮している。なんとか支援する方法はないか」との話を持ち込む。川村部長は、平成8年8月に、部下に命じて同社の経営状況の調査に入り「どういう対応策があるのか」を検討している。

この時、都築商工政策課長から、闘犬センターの経営診断をするように命を受けた前田商工政策課長補佐は「向こうから貸してくださいと言うものではなく、診断に入るようにいわれ、通常のルールと違うと感じた」と証言している。前田課長補佐は都築課長に「これは商工の仕事ではないんじゃないですか。どうしてですか」と問いかけると、都築課長は「鍋島部長から依頼を受けた。(闘犬センターが)なくなった場合、そこに県が代替施設をつくらなければならなくなる。そうすると県にお金があるから、つぶしてはいけない」と答えている。その後、事情のわからない前田課長補佐は鍋島部長に相談に行っている。

商工労働部の調査の結果、高利借入金の返済や運転資金として9億5000万円が必要であるという結論を得る。しかし、年度途中のために、すぐに予算化することができない。そこで、9年度に、新しい融資制度をつくり、当初予算で予算枠を確保して融資することとし、それまでのつなぎ資金を取引銀行の四銀に要請することなどの方針を決め、山本副知事に相談し、了解を得た。

この必要額9億5000万円の積算に当たって、県は四銀に対して、7億円の高利借入金の金利などの詳しい内訳も請求していないし、担保について四銀と県の間で十分な情報交換が行われた形跡もない。また、県は利息制限法を超える部分も含めて支払うという前提であったとの証言もされており、ずさんな積算の実態が明らかとなっている。

9億5000万円に見合う担保があったかどうかつかんでいたかとの尋問に対して、前田氏は「当時、営業権というものをいろいろ議論した。3億とも4億とも言われたが、法的に担保力があるかどうかわからなかった。それを除いたら確実にはないことはわかっていた」と、また、担保力の調査は「9年度10年度に行った」と証言している。

別件融資問題については、川村商工労働部長は、鍋島企画部長に経過を逐一連絡し、対策を協議している。鍋島部長に会うために「企画調整課の庶務の前を再三、私が通るので職員に苦笑された」とその時の印象を証言している。また「四銀との話し合いの経過、闘犬センターの指導の内容等の骨子については、時期を失することなく山本副知事に報告してきた」と証言している。

(ウ)副知事の支援依頼

そして、山本副知事本人が四銀に対して融資の要請に動き始める。まず、平成8年9月27日に徳島に出張中の濱田耕一四銀頭取（現会長）の自動車電話に支援要請の電話をかけている。さらに、同月30日には、副知事が四銀の濱田耕一頭取と濱田松一専務（現頭取）を訪ねている。この時、副知事は「観光振興上重要と位置づけている。売り上げも多く、やり方次第では十分やっていける。県としてテコ入れしたい。新年度の予算で枠組みを作る」旨の発言をして、闘犬センターへの融資を重ねて要請した。

四銀の吉田常務取締役は「副知事といえば、一般会社の代表取締役、当行で言えば頭取だ。県庁を代表しての意向だと感じた」と証言している。

なお、副知事の要請以前にも、鍋島企画部長らが何回も四銀に融資を働きかけている。

(エ)念書の差し入れ

平成8年10月8日、鍋島企画部長は、川村商工労働部長と連名で私印を押印した支援要請文書（念書）「闘犬センターグループ再建に対する県の考え方」を県庁の企画部長室で四銀長浜支店長に渡している。「特定の企業の資金繰りを悪化させている最大の原因は、多額の高金利借入金である。これを返還すれば健全経営が可能であるが、運転資金を含めて9億5000万円必要である。県は平成9年度予算で、この不良債務等に対応する予算措置を行うので、それまでのつなぎ融資をお願いしたい」旨の内容となっている。

文案を調整した前田商工政策課長補佐は「双方の言い分を私に取りまとめた。金融機関からここが足りないとか指摘があって、調整した。（四銀側から）県の考え方について提示してもらわなければ上に上げられない、と話があった」と四

銀と協議しながら念書を作成したことを証言している。

吉田常務は「最後は山本副知事まで来られ、たつての要請を受けた。また、私印とはいいながら、二人の部長さんの念書もいただいた。それから、山本副知事から、新年度の予算の枠組みを作ると発言があった。最短であれば6ヶ月、長くても1年以内には回収できると踏んだ。指定金融機関の立場からやむを得ないと判断した」と証言している。

四銀は、副知事の要請や支援要請文書（念書）が「決め手」となって、闘犬センターに対して、平成9年1月までに9億5千万円の融資を実行した。

（オ）産業パワーアップ融資制度の創設

一方、商工政策課は、平成8年10月25日に、闘犬センターを支援するために、モード・アバンセのみを対象としていた「地域産業高度化支援資金制度」を「産業パワーアップ融資制度」とし、闘犬センターに融資するための9億5000万円を盛り込んだ20億円を計上した平成9年度予算見積書を作成している。財政課には、同年12月に、闘犬センターという具体的な企業名が伝わっている。この予算は、財政課長査定、総務部長査定でも保留となり、知事査定の場で予算計上の可否について議論されることになった。川村商工労働部長は橋本知事に、まず「県内企業の中にも融資の対象にならなくとも一定の支援をすることによって、中長期的には立ち直る企業もある。中でも雇用者の多いそれぞれの業界のリーディング企業は産業パワーアップ融資制度をつくり支援したい」旨の一般論を説明した。続いて、川村部長は、産業パワーアップ融資制度について「2つの企業の名前も言いながら」具体的に説明しようとしたが、山本副知事は「つけないかんじゃろ、よし、わかった」とそれ以上の説明を止めて橋本知事の判断を仰ぐ機会を封じている。

山本副知事は、この融資制度の議会への説明について「平成9年度の新規事業であり、額も大きく、知事査定にも出されている。当然議会に出ているものと思っていた。また、（県が作成している）制度融資一覧にも載せていない。その辺がいわゆるやみ融資と非難される元になっていると思う。議会への説明をなぜ省略したか、今も疑問に思う」と、川村商工労働部長は「副知事からなんとか議会に説明できる制度にできないか検討するよう指示を受けた」と証言している。

結局、産業パワーアップ融資制度の予算は、議会にも県民にも説明されることなく闘犬センターへのやみ融資9億5000万円を盛り込んだ20億円が平成9年度予算に計上された。

融資の予算は融資「枠」として計上されているという考え方であるので、実際に融資するときには、再度、財政当局と闘犬センターへの融資の実行について条

件を詰めていく必要があった。

前田商工政策課長らと財政当局との協議が始まったのは、平成9年6月である。財政当局は「一企業の資金繰りになぜ県が対応しなければならないのか。それは財政秩序を乱すものだ」、「融資の最低条件として担保のない企業には貸せない」、「（経営陣の交替や、経理マンの補充など）再建が図られるための組織づくりが必要だ」などとして「猛反対」をした。最終的に橋本知事も反対し、融資は実行できなかった。橋本知事は反対の理由として「当該企業の経営者と県との関係に強い疑問を持っていた。こうした経営者の企業に融資をするということに、まず第一に疑問を感じた」と証言している。

(カ) 予算化の継続

産業パワーアップ融資資金のうち、闘犬センターへの融資は実行されなかったが、引き続き10年度、11年度も予算化を継続している。前田商工政策課長は「お二人の部長が書いたものに対して、我々は執行する責任があるんだとして取り組んだ。しかし、最後まで担保と再建ができるための組織づくりが充足されなかった」と証言している。

前田課長は平成9年11月11日に四銀を訪ね「副知事からは、自分が頭取と約束したことであり責任を持つ。早急に問題をクリアして進めるよう指示があった」と話している。

同年12月24日には、闘犬センターの再建を支援するため、川村商工労働部長が立会人の一人となって、四銀が人員を支援するに当たり、闘犬センターが全面協力するよう確約書を交わしている。

その後、四銀は平成10年7月31日付けと同年12月21日付けの2回、川村商工労働部長あてに四銀公務部長名で9億5000万円の融資を実行するよう要請書を送付している。

平成11年4月1日には、四銀は、2回も要請書を出しているにもかかわらず、何の進展もないことから、川村商工労働部長では「埒（らち）があかない」として、四銀公務部長が鍋島出納長と協議した際、鍋島出納長は「私自身が責任を持って解決するつもりである」と話している。

(キ) 念書の法的効力

四銀は、再建に向けて闘犬センターの協力が得られなかったこと、県の9億5000万円の融資の見込みが立たないことを理由に平成12年9月に支援を断念する。

それ以降、闘犬センターは自助努力で資金繰りを行っていたが、それも限界と

なり、平成13年1月29日、高知地方裁判所に民事再生法の適用を申請した。

四銀は、同年2月1日、県政記者室で記者会見を開き、県に対して民事訴訟も辞さない構えで、9億5000万円の支払いを求める考えを示した。「支援要請文書(念書)には、県の融資の予算化について明記され、法的にも効力があると考えている。県の債務不履行として対応していく」としている。四銀の吉田常務は「私印であってもそれは十分に(民法109条の)表見代理に当たると、前後のいきさつ、それから内容からいっても、そういうふうに解釈している」と証言している。

これに対して、平成13年2月定例会において、橋本知事は「金融機関がそのような主張(念書に表見代理性がある)をされる立場は理解できないでもないが、その点に関し当方としては表見代理性を持っているとは考えていない」と答弁して、県に債務はないとの考え方を示した。

(2) 問題点等

ア 特定企業への肩入れ

副知事以下の県幹部がなぜここまで、闘犬センターに肩入れしたのか。「本県観光の中心地である桂浜の中心的施設を再建する」という理由では説明しきれるものではない。「本県産業のリーディング企業」なら、融資をすべき企業は他にも多くあるはずである。

橋本知事は、闘犬センターの弘瀬氏について「聞くところによれば、県が行った事業に関して、例えば地元調整に動くといったようなことから、県と、また県の職員との間に関係を作って行かれたと聞いている」と証言している。

県が特定企業に便宜をはかるという構図はモード・アバンセと同じである。なぜ、県幹部が異常な肩入れを行ったかという深い疑問は、弘瀬氏の出頭拒否のため解明しきれていない。

イ 所管外の企画部長の役割

観光施設である闘犬センターへの融資問題であるにもかかわらず、観光を所管する文化環境部は一切関係することなくことが進められている。業務分担上は直接関係のない企画部長の鍋島氏が副知事や川村商工労働部長と支援について協議するとともに、四銀と調整を行うなど主導的な役割を果たしている。これはなぜか。

鍋島氏は、証人尋問の中で主導的な関わりを否定している。これに対して四銀の吉田常務は「私に言わせれば、お戯れをという気持ちだ。私どもの記録では辞

任されるまでずっと名前が出てくる。それはもう当然深く関わっていたのは事実です」と批判している。

鍋島氏と闘犬センターの弘瀬勝氏の関係について、川村商工労働部長は「地場産業課長をやった経験もある。いろんな企業の方と親しくなっている。そういった親しさの中から頼まれたのではないかと証言している。鍋島氏本人は「地場産業課長の時にもう知っていたと思うが、通常知っているというだけのこと」とし「純粹になんとかしてやろうという気持ち」と証言している。

山本副知事は「鍋島部長が、いろいろ頼まれて困っているといって悩んでいたようなことも一時期あった」旨の証言をしている。

ウ 念書行政

別件やみ融資問題では、当委員会の調査で「念書」の存在が次々と明らかになった。

平成8年10月8日付けで鍋島企画部長と川村商工労働部長が連名で四銀に提出した念書「土佐闘犬センターグループ再建に対する県の考え方」では「平成9年度当初予算において不良債務等に対応するための予算措置を行う」と約束し、それまでのつなぎ融資を要請している。この念書が決め手となって9億5000万円のつなぎ融資が行われた。

四銀側からみれば、念書は、もしもの時の証拠となる内容である。今後はその法的な性格が問われることになるが、そもそも県には、県民の代表である県議会の議決を経ずに、債務負担行為を行う権限、一企業の不良債務の穴埋めを約束する権限はない。念書の存在は、県民の目の届かないところで、県幹部によって行政や公金の私物化が行われていたことを示している。

別件融資問題の反省を踏まえ、平成13年2月定例会において念書、覚書などについて、橋本知事は「県民の目の届かないところで、特定の個人や団体と県政の間で何かが進んでいるような疑念を払拭することにより、県政の流れは大きく切り替えることができるのではないか」と述べ県民に公開する方針を表明した。

エ 3年間にわたる予算化

橋本知事は、闘犬センターへの融資は「財政も反対しましたし、私も反対しました」「融資をしない決断になっていた」「時期はわからないが、鍋島出納帳が知事室にきて、この問題について話をしたことは覚えている。私は重ねてダメだといった記憶はある」と証言している。平成10年5月21日、前田商工政策課長は四銀に「橋本知事からストップがかかった。鍋島出納長を中心に対策を講じるので、今しばらく時間が欲しい」と電話をかけている。このことから、橋本知事

は遅くとも平成10年5月までには闘犬センターへのやみ融資にストップをかけていることになる。

ところが、副知事に就任した河野八朗氏は、平成11年6月2日に四銀の濱田耕一会長と濱田松一頭取を訪ね「9億5000万円の融資は高知商銀の事件等もあり当面延期して欲しい」、「ちょっとしばらくまってくれないか」と要請をしており、11年度に入っても融資の実行を目指しているともとれる発言をしている。

予算の継続計上について、川村商工労働部長は、念書が「差し入れられている。そのことは副知事にも話している、という中で、金融機関に対する責任からも予算を継続計上していった事情がある」と証言している。前田商工政策課長は「担保と再建が図られるための組織を整えば貸すことができる。予算を組んでいる以上貸すという姿勢でいた。その状況がいつ成就するかどうかということと、覚書もあったことから3年間予算を継続した」と証言している。

とすると、県は平成11年度まで、「念書」の裏付けとして産業パワーアップ融資制度の予算化を継続し、融資の実行を密かに目指していたことになる。

これが事実とすると、極めて問題のある案件を、知事の意向に反して、副知事以下の幹部職員が勝手に予算を計上し、処理しようとしたことになり、組織として極めて重大な問題である。

第3章 委員会調査の実施状況

当委員会は、地方自治法第100条第1項の規定による権限が付与され、その目的を達成するため

執行部に対する質疑

資料（記録）の提出要求

関係者の証人尋問

の方法により調査を進めた。

さらに、本件事件の真相究明のためは、法が付与した権限を最大限に活用することが不可欠と判断し、

地方自治法第100条第9項にもとづく偽証等の告発

刑事訴訟法第239条に基づく刑事告発

の手續を必要に応じてとった。

1 執行部に対する質疑等

平成12年4月6日の第1回委員会において正副委員長の互選及び理事会の設置を決めるとともに、県とモード・アバンセに關係資料の提出を請求することを決めた。

4月17日の第2回委員会では、今後の調査方針と調査項目を協議・決定した。

4月24日の第3回から5月29日の第6回委員会までは、商工労働部長、副部长、商工政策課長、経営流通課長、土木部都市計画課長、企画振興部同和対策課長に出席を求め、提出された資料の説明を聴取するとともに、やみ融資問題に関する基本的事項について質疑を行った。

この質疑により、高度化資金の融資の前提として、協業組合であるモード・アバンセを構成する個別企業の負債は、高知ニット分の1億5500万円以外はモード・アバンセに持ち込まないという約束があったこと。それにもかかわらず、個別企業の負債が約6億5000万円（ ）も持ち込まれていたこと。商工労働部はこれらの負債の持ち込みを知らず、負債の返済分も含めて約10億円の県単独融資に踏み切ったこと。また、この高度化事業を同和対策のモデル事業として成功に導くため、特別措置として政策的に決定し、県単独融資を実行したことなどが明らかとなった。

* 平成6年11月の診断報告書では、個別企業の負債は約5億6200万円となっているが、モード・アバンセの資金ショート後の平成8年8月に商工労働

部の調査では負債額は約6億5000万円となっている。県との約束に反して約5億円の負債がモード・アバンセに持ち込まれている。

2 100条調査権と情報公開条例

調査の過程において、当委員会が地方自治法第100条第1項に定める調査権に基づき、資料を請求したにもかかわらず、県は、高知県情報公開条例に定める非開示事項（以下「非開示事項」という。）に当たるとして、多くの資料に墨塗りが行われ、また、一部の資料の提出を拒否した。このことが、当委員会の調査に著しい支障を生じ、委員会活動の長期化の一因ともなった。

県の作成した「情報公開条例の手引」には、非開示事項を定める第6条の解釈及び運用として「地方自治法第100条（議会の調査権）、民事訴訟法第223条（文書提出命令）、弁護士法第23条の2（報告の請求）の規定等、法令の規定に基づき、公文書の提出又は閲覧を求められることがある。この場合における当該法令とこの条との関係は、その趣旨及び目的を異にしているものであるから、非開示事項に該当するか否かによって諾否を決定するものではない。当該法令の規定に基づく提出又は閲覧等の求めに応じるか否かは、当該公文書の内容、当該法令の規定の趣旨、目的等を総合的に判断して決定するものである」と記載されている。

また、この条例と他の制度の調整については同条例第14条第1項に「この条例の規定は、法令等の規定により、実施機関に対して閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本等の交付を求めることができるとされている公文書については、適用しない」と規定している。

そもそも、地方公共団体の条例は、法令に違反しない限りにおいて制定することができる（憲法第94条。地方自治法第14条第1項）、法律により議会に付与されたこの調査権が、情報公開条例にしばられるものではない。万一、そのような解釈が許されるとするならば、県の意思決定機関である議会としての職責が全うできず、その職責の遂行を十全ならしめるために広範な調査権を与えた地方自治法の立法趣旨にも添わないものである。

この問題については、未解決の課題となったが、県が今後もこのような対応を維持するならば、県民から付託された議会の活動に対する重大な支障となりかねず、このような県の姿勢は、議会として、容認できるものではない。

3 証人尋問

証人尋問は、平成12年7月19日の第8回から平成13年5月7日の第31

回委員会までの約6か月間という長期にわたり、事件の真相究明のために調査と審議を尽くした。証人には、モード・アバンセ代表理事を初めとする協業組合関係者、協業組合本社建設時の業者、顧問税理士、解同県連役員、商品計画機構代表取締役、金融機関関係者、中小企業総合事業団研究指導員、関連工場の立地する地元自治体職員、高度化資金及び県単独融資を実行した当時の県職員など、延べ59人、実人員53人を招致し証言を求めた。

4 偽証等の告発

当委員会は、証人尋問での証言内容や提出された資料(記録)を精査した結果、真相究明を進めるうえで放置できないと判断したものについて、地方自治法第100条第9項に基づき、虚偽の陳述又は証言拒否により、延べ9人、実人員で8人を高知県警察本部(以下「県警」)に対して告発した。また、出頭拒否により1人を本会議で告発の議決をされるようお願いしている。

(1)澤田裕次氏の告発

モード・アバンセ代表理事澤田裕次氏のモード・アバンセに対して自らが資金を準備して出資したとする証言については、関係者の証言、モード・アバンセ理事会議事録、その他の証拠を総合的に判断した結果、虚偽の陳述であると判断し、平成12年9月定例会において全会一致で告発が可決された。

(2)安原繁氏、竹下義喜氏、村越比佐夫氏の告発

モード・アバンセ代表理事の安原繁氏は、協業組合設立時に県との約束に反して参加企業の協業化前の約5億円の負債を協業組合に持ち込んだことについての県の対応に関する尋問に対して「当時のことは全然覚えていません」などと答弁し、それ以上の証言を拒否した。

これについては、この5億円の負債の持ち込みが本事件の大きなポイントとなっており、県にとっても重大事態であり、県がどのような対応を示したかは、当然鮮明な記憶があるはずで、記憶がないということは考えられず、証言拒否に当たると判断した。

また、同氏が、操業開始直後に県に経営改善への支援を依頼した理由についての尋問に対して「商品計画機構のシーサイズという婦人服ブランドを手がけることに伴い資金が必要となったため」とする証言を行った。しかしながら、シーサイズの失敗によるモード・アバンセの損害は軽微なものと思われるうえ、シーサイズの失敗により損害が発生したのは、資金ショートの原因化より相当後のことであり、操業開始前に発生していた多額の資金不足とは何の関係もなく、明ら

かに虚偽の陳述であると判断した。

さらに、同氏は、用地造成工事の切土量に関して「コンサルタントに見積りを依頼したときとは違った状況が出てきたため、切土量が合わせて3万4000立方メートルとなった」と証言している。これは当委員会における証言や関係資料を総合的に検討し、3万立方メートルの切土工事は、架空の見積りであるか、本件融資に関係のない過去の工事を持ち込んだものであることは明らかであり、虚偽の陳述に当たると判断した。

解同県連委員長竹下義喜氏の「モード・アバンセの構想や設立等には、県連として、またその役員として、全く関与していない」とする証言については、県同和对策審議会議事録等により、同氏がモード・アバンセの設立等に深く関わっていることが明らかであることから、虚偽の陳述であると判断した。

解同県連副委員長村越比佐夫氏の「対県交渉において同和縫製の協業化、高度化に関して交渉を行った記憶はない」とする証言については、対県交渉の資料等により、虚偽の陳述であると判断した。

以上、三人の証人を告発することとし、平成12年11月臨時会において全会一致で告発が可決された。

(3)鍋島孝雄氏、竹本和弘氏の告発

鍋島孝雄氏は、企画部長であった平成8年10月に川村商工労働部長と連名で金融機関に対して提出した文書は、平成9年度の産業パワーアップ融資制度を前提とした支援要請文書ではないのか、また、特定の企業グループの経営診断を踏まえた、県の財政支援構想まで含んだ内容ではないのか、という尋問に対して、これを否定した。また、巨額の融資の要請文を出さなければならない理由を聞く尋問に対しては「単なる支援を要請する文書である」と証言した。特定の企業は行政への貢献が大きく特段の配慮をという以外に、県がもっと重い担保責任を負う内容のものではないかという尋問に対しても、これを否定した。

この文書の内容は、県の融資行政のあり方を判断する上で、極めて重要なものであるが、同氏は、証言の当時、金融機関がその支援要請文書を当委員会に提出しないと判断して、委員の繰り返しの尋問に対して一貫して虚偽の陳述を続けた。

次に、協連建設代表取締役の竹本和弘氏は、協連建設が行ったモード・アバンセの敷地造成工事に関して、造成工事を開始するときの状況、造成工事見積書に記載された掘削箇所、さらに三里土建と同じ時期に同様の工事を行ったかどうかについての尋問に対して、架空と思われる三里土建の造成工事を正当化する証言を続け、虚偽の陳述を行った。また、県に提出された工事経歴書と高度化資金貸

付申請書に添付された契約書、請求書等との整合性についての尋問に対しても、工事の水増しを隠そうと虚偽の陳述を行った。

以上、2人の証人を告発することとし、平成12年12月定例会において全会一致で告発が可決された。

(4)山本卓氏、鍋島孝雄氏の告発

山本副知事は、企画部長と商工労働部長が連名で闘犬センターに対するつなぎ融資の要請文書を金融機関に出す前に、自ら金融機関に電話をかけ、訪問してつなぎ融資を要請している。それにもかかわらず「金融機関のトップと面会した時期は、金融機関に文書を提出した後であり、会談の内容は、文書の履行確認であって、金融機関のトップが副知事室まで出向いてきたものである」。両部長が提出した文書については「報告がないので不明だが、長年の経験からその中身をつなぎ融資の要請か制度融資をつくるという約束であろうと判断した」。また「2人が文書を出したときに、勇気をもって止めるべきであった」と証言している。その証言は、当委員会における、金融機関関係者の極めて信ぴょう性の高い証言と大きく食い違い、しかもその違っている内容は、同氏が金融機関のトップと会ったのが、両部長の文書提出前か後か、その会談の内容が文書の履行確認かつなぎ融資の事前要請か、金融機関のトップが副知事室まで出向いてきたのか、同氏が金融機関に出向いたのか、といったものであり、忘れたり、記憶違いを起こすはずのないものである。

また、両部長が出した文書について「報告がなかったなのでその中身は分からないが、長年の経験からその中身を判断した、2人が文書を出したときに勇気をもって止めるべきであった」などと証言している。しかし、関係者の証言によれば、本件については、逐一同氏に報告して進められており、同氏自らが金融機関につなぎ融資を要請していることから、文書の中身が分からないとか、止めるべきであったなどという状況には全くない。

当時、同氏は副知事という県の事務方の最高責任者の地位にあり、大きな権限と責任を持つ立場にあった。したがって、県民に対しても県議会に対しても真実を語り、真相究明に積極的に協力すべき責任があった。しかし、その証言は、全体としてその責任を自覚した誠実な証言とはとうてい考えられないものである。

以上の状況から、同氏の証言は、虚偽の陳述であると判断した。

次に、鍋島氏は、闘犬センターに対するつなぎ融資を金融機関に依頼したことに関して、本件融資の実現に自ら終始主導的に関与していた。それにもかかわらず、同氏は「商工労働部長からの相談によって、金融機関に連名でつなぎ融資に係る要請文書を提出した」。同社に対して平成7年にも同様の念書を提出し、金

融機関から融資を実行させているのに、以前にもそういう場面で一筆書いたという事例を聞いていないかという尋問に対して「そういうことは余り記憶がない」。また、本件文書を自ら金融機関の支店長に手交しておきながら、その文書は誰が金融機関へ持っていったと認識しているかという尋問に対して「それは聞いていない、商工労働部長に渡した」と証言している。

いずれも、虚偽の陳述を行ったものであると判断した。

鍋島氏については、平成12年12月定例会において、すでに虚偽の陳述により告発をしているが、その後、金融機関関係者の証言により、新たな虚偽の陳述が発覚したこと、その虚偽の陳述の内容、同氏が別件やみ融資事件で果たした役割が、極めて重大であること、同氏が当時企画部長であり、その後出納長まで務め、極めて責任の大きい立場にあったこと、これらを考慮すると、再度の告発で厳しくその責任を問う必要があると判断した。

以上、2人の証人を告発することとし、平成13年2月定例会において全会一致で告発が可決された。

(4) 弘瀬勝氏の告発

闘犬センターの弘瀬勝氏は、2回の証人出頭の請求にもかかわらず、いずれも出頭しなかった。主治医や弘瀬氏本人の話などからも当日出席できない健康状態ではなく、当日の健康状態を示す診断書の提出もなかった。しかも、委員会としては医師の同席も認める通知も行った。

このような状況を総合的に判断した結果、当委員会は、正当な理由のない不出頭として告発することとした。（平成13年5月臨時会で議決予定）

5 刑 事 告 発

捜査権を持たない当委員会の調査にはおのずから限界がある。県民の負託に応え、真相の究明と責任の所在を明らかにするため、刑事訴訟法第239条に基づき、当委員会の委員全員又は有志が個人の資格で、延べ16人、実人員で9人を県警に対して刑事告発を行った。

(1) 安原繁氏、福山武雄氏、三里土建の実質経営者の告発

モード・アバンセ代表理事の安原繁氏、同副理事長の福山武雄氏、三里土建の実質経営者の3人は共謀のうえ、高度化資金をだまし取ろうと企てた。モード・アバンセの用地造成工事費等の高度化資金貸付申請書に、協連建設が請負った造成工事以外に同貸付の対象事業となる造成工事がないのに、対象となる造成工事があるかのごとく装い三里土建の土地造成工事見積書を作成し、これを添付した

貸付申請書を提出し、三里土建が造成工事を請け負い完了したと信用させ、県から8721万円をだましとった。

このことから3人の行為は、刑法第246条第1項の詐欺罪に該当すると判断し、平成12年11月24日に委員全員で刑事告発を行った。

(2)安原繁氏、竹本和弘氏の告発

安原繁氏は高度化資金をだましとろうと企て、協連建設代表取締役の竹本和弘氏と、モード・アバンセ社屋建築工事請負契約を結ぶに当たり、事前に双方で協議を進めていたとおり、請負金額の中に2億3500万円の水増し金額を上積みして請負代金を定めて請負契約を結んだ。そのうえで、県に適正な融資の申請であると信用させ、高度化資金の融資を実行させ、その融資金で協連建設に支払われた金の中から、安原繁個人名義の銀行口座に振込ませ、県から2億3500万円をだましとった。

竹本氏は、安原氏の目的を知りながら、水増しの請負契約及び見積書を作成し、金をだまし取る行為を助けた。

このことから、安原氏の行為は刑法第246条第1項の詐欺罪に、竹本氏は刑法第246条第1項及び同法第62条の詐欺罪のほう助に該当すると判断し、平成12年12月15日に委員全員で刑事告発を行った。

(3)川村龍象氏、鍋島孝雄氏、山本卓氏の告発

川村商工労働部長は鍋島企画部長から、闘犬センターへの支援の方法はないかと頼まれ、部下に同社の業務内容の調査と経営診断をさせた。

同社は、多額の負債をかかえ、かつ、担保不足のため通常の金融機関からの融資は受けられない極めて厳しい状況にあり、県が公的資金を融資したとしても、その償還のメドの厳しさも熟知していた。

その上で、鍋島部長と共謀し、同社に対して平成9年度予算で9億5000万円の県単独融資を行う方針を確認するとともに、県単独融資の実行までのつなぎ融資を同社が取引している金融機関に要請することを決めた。

両氏は、金融機関に対し、その地位を利用して、企画部長、商工労働部長の肩書きで、「闘犬センターの資金繰りを悪化させている最大の原因は、多額の高金利借入金である。同企業は再建しなければならないが、そのためには9億5,000万円の資金手当が必要である。県は平成9年度当初予算で、この不良債務等に対応する予算措置を行うので、それまでのつなぎ資金の援助をお願いしたい」旨の文書を提出し、金融機関に同額の融資を実行させた。

さらに、公金融資において遵守すべき手続や基準にことごとく違反し、議会や

県民への説明、公開もせず、同社のみを対象とする融資制度を密かに作り、多額の負債を処理するために9億5000万円もの巨額融資を平成9年度予算案の中に組み込んだ。

一方、山本副知事は、川村商工労働部長、鍋島企画部長から、同社が資金繰りに窮し、県に対し融資依頼が来ていること、経営危機の原因は多額の不良債務であること、その不良債務を処理し再建するためには9億5000万円程度必要であること、平成9年度に新しい融資制度を作り、予算枠も確保して融資したい、それまでの間、急を要するので金融機関につなぎ融資をお願いしたい等の報告や相談があった。

その融資計画が融資ルールや融資要件に反する異例のものであることは明らかであるから、事務方の最高の責任者である同氏は、その融資計画に至った経過や内容に立ち入って問いただし、中身を正確につかみ計画を止めるべきであったのに、これを止めず容認した。

さらに平成9年度予算に関する知事査定の場において川村部長が、産業パワーアップ対策資金について、その具体的内容を説明しようとしたのに対し「よしわかった」とそれ以上の説明を止め、知事の判断を仰ぐ機会を封じた。

このように、3人は、同社の利益を図る目的で、その任務に背き、自己に与えられた裁量権の範囲を著しく逸脱した対応を行い、9億5000万円の県単独融資を実行しようとしたが、県の財政当局や知事の反対でその予算の執行ができず、その目的を遂げなかった。

このことから3人の行為は、刑法第247条及び第250条の背任未遂罪に該当すると判断し、平成13年1月22日に委員有志12人で刑事告発を行った。

(4)都築弘一氏、前田英博氏、川村龍象氏、山本卓氏の告発

都築商工政策課長は、約14億円もの多額の高度化資金を投入してスタートしたばかりのモード・アバンセ代表理事の安原繁氏から「資金ショートで倒産の危機に直面している。県の支援を」との要請を受けた。直ちに川村商工労働部長と協議し、解同県連の強い要請でスタートした事業だという理由から「どうしてもこの企業はつぶせない」との結論に至った。そのことを川村部長とともに山本副知事にも報告し了承を得た。

副知事からは「時間がないので直貸しで行け。議会に言ったら公表と同じになるので、モード・アバンセの状況が分かるからまずい。しないように。」と指示を受ける。

都築課長は「これは高度な判断を要する案件だ。プロジェクトチームでやる。通常のやり方は取らない。何とか支援せんといかん」などとして、経営診断班に

対して「この企業を存続させるための方策と、それに必要な資金の額を、短期間に調査、診断せよ」と命じてその作業をさせた。それと併行して、モード・アバンセのみを対象とする異例の「平成8年度地域産業高度化支援資金制度要綱」を、課長の都築氏自身が起案し、川村部長の決裁を受けた。

こうして3人は、行政に与えられた裁量権を著しく逸脱する違法な手続きで、それぞれに与えられた決裁権を濫用し、モード・アバンセの利益を図る目的で任務に背き、同組合に対し、10億350万円を融資し、その後「転がし」という手法で融資を更新したが、平成12年度の関係予算は議会の決議で執行が凍結され、平成11年度決算は歳入欠陥となり、県に対し相当額の財産上の損害を与えた。

また、都築氏の後任の前田商工政策課長は安原氏から「再度の経営危機に直面したので、県の追加融資を」との支援要請を受け、直ちに川村部長と協議した。この段階ではすでに14億円余の高度化資金が投入され、その上全く異例の10億円余の県単やみ融資まで行われており、しかも協業化前の個別企業の負債が、約5億円持ち込まれているなど、モード・アバンセの財務内容は極限まで悪化していた。その上不況はつづき、縫製業を取り巻く経営環境は益々厳しさを増しており、南国市の本社のみ生き残りを図るため、他は全て切り離す方針を決め、県自身も協業組合の実質的解体を進めていた。

融資しても償還の見込みは全くないことは、客観的に明らかであっただけでなく、県がそのことを一番熟知していたにもかかわらず、川村部長とともに、さらに追加融資する方針を決め、その旨を山本副知事に報告して了承を得た。

こうして、3人は、県の担保基準に従った担保を取らないだけでなく、すでに同組合に対する県の融資の連帯保証人であった5人の理事のうち2人の連帯保証責任を免除するという背任行為まで行って、あくまで同社の利益を図る目的で、任務に背き、2億円を追加融資した。その後、いわゆる「転がし」という手法で更新されたが、平成12年度関係予算は議会の決議で執行が凍結され、平成11年度決算は歳入欠陥となり、県に対し相当額の財産上の損害を加えた。

このことから3人の行為は、刑法第247条の背任罪に該当すると判断し、平成13年2月1日に委員有志14人で刑事告発を行った。

(5)安原繁氏、福山武雄氏の告発

県内の5つの縫製工場の実質的経営者であった安原氏は、多額の累積債務をかかえ、経営が極めて厳しい局面を迎えていた。丁度その頃、解同県連幹部が、対県交渉のなかで、同和縫製の共同化、高度化を強く求めていたこともあり、実務担当者であった福山氏と共謀し、安原氏が経営する縫製工場を中核とする協業組

合をつくって、県から高度化資金をだましとろうと計画した。

その融資を受けるためには、4つ以上の組合員企業が協業化すること 参加各組合員企業が一口以上出資して、事業費の20%の自己資金を準備すること 1組合員の出資口数は、出資総口数の100分の50以上となつてはならないこと、等の要件を満たさなければならないのに、安原氏が経営する5工場が別個独立の企業であるかの如く装い、出資金についても全て安原氏が一時の見せ金を準備し、出資を仮装するなど、あたかも高度化事業の対象要件を満たしているかのごとく装い、県から14億4350万円をだまし取った。

このことから2人の行為は、刑法第246条第1項及び同法第60条の詐欺罪の共同正犯に該当すると判断し、平成13年2月14日に委員全員で刑事告発を行った。

6 告発を受けた捜査等の状況（新聞報道等による）

(1)捜査本部の設置

県警は、やみ融資問題について「100条委員会の推移に注目しながら、関連情報の収集に努めていた」が、当委員会の最初の告発であるモード・アバンセ理事に対する偽証告発を県警に対して行った平成12年9月25日に、同日付けで刑事部長を本部長とする44人態勢の捜査本部を設置し、本格的な捜査を開始した。

モード・アバンセ代表理事ら3人の告発を行った同年11月13日には、捜査本部を増員し約50人態勢とした。

(2)モード・アバンセなどへの家宅捜査

県警と高知地方検察庁（以下「地検」）が初めて強制捜査に踏み切ったのは、平成12年11月22日から23日にかけてである。モード・アバンセ代表理事ら4人に対する虚偽の陳述など地方自治法違反容疑で、モード・アバンセ本社工場や解同県連事務所、佐賀町の水産加工会社など37か所の家宅捜索を行い、6千点以上の関係書類を押収した。

その後、引き続き当委員会が行った前出納長ら2人の偽証告発や、モード・アバンセ代表理事ら2人の刑事告発に対応するため、県警は、平成13年1月5日付けで捜査本部を「特別捜査本部」に格上げし、約70人態勢に増員し、捜査態勢をさらに強化した。

(3)詐欺容疑での逮捕

平成13年2月10日、県警は、モード・アバンセ代表理事ら4人を逮捕した。モード・アバンセ設立に当たり、出資金をみせ金で仮装するなどして県から高度化資金をだまし取ったとする詐欺容疑である。

これを受け、地検は、同年3月4日にモード・アバンセ代表理事の安原繁、同社副理事長の福山武雄、協連建設代表取締役の竹本和弘の3人を起訴した。なお、三里土建の実質経営者は処分保留で釈放された。

(第1回公判は平成13年5月10日)

(4)県庁などへの家宅捜査

平成13年3月10日から11日にかけて、県警と地検が、県庁などの大規模な強制捜査に入った。約180人の捜査員と係官を投入して副知事室、出納室、商工労働部、同和対策課、財政課や関係の県職員宅を家宅捜索し、6400点以上の関係書類を押収した。捜査容疑は、安原繁被告ら3人が、モード・アバンセ本社工場の建築費と機械設備費として、高度化資金を県からだまし取ったとする詐欺容疑である。この時、家宅捜索を受けた県職員は「15人」にも及んだことが、橋本知事の証人尋問の中で明らかになっている。

(5)背任容疑での逮捕

平成13年5月10日の早朝から、県警と地検は、約170人を動員して県庁など28か所の家宅捜索を行い、約1000点の関係資料を押収した。同日午後、10億円の県単やみ融資に係る背任容疑で山本元副知事、川村元商工労働部長、都築元商工政策課長ら県側5人と、モード・アバンセ側2人の合わせて7人を逮捕した。この中には刑事告発の対象となっていなかった宮地元商工労働部副部長と元経営流通課経営診断班長も含まれている。

(6)初公判

平成13年5月10日、高度化資金をだましとったとして詐欺罪で問われたモード・アバンセ代表理事ら3人に対する初公判が高知地方裁判所で開かれた。モード・アバンセ代表理事安原被告は、無罪を主張したが、福山氏と竹本氏は起訴事実を認めている。

今後、さらに司法の場で、県政史上最大の事件ともいわれる「やみ融資問題」の全容解明が進められることが期待される。

第4章 まとめ

1 なぜこのようなことが起きたのか

これらの事件には、県が特定の団体・企業や個人に対し、主体性のない判断をしたり、特別の便益を図ろうと対応するなど、行政の古い体質が深く関係していたものと考えられる。

高度化資金の融資問題では、同和対策事業としての就労の場の確保を大義名分に、高度化資金の貸付けを優先し、貸付審査事務における診断指導や審査の原理原則を無視して、融資を実行した。

また、県単独融資問題では、冒険的とも言われた過大融資で進めた高度化事業が、スタート直前に破たん状態となる政策的失敗を隠すため、融資の大前提である審査会も開かず、県民や議会にも一切説明もせず、融資を実行した。

これらは、同和対策が団体対策や団体の幹部対策に陥り、県が同和対策の基本をゆがめ、極めて異常な判断をした結果である。

さらに、別件やみ融資問題では、特定の企業の不良債務の穴埋めをするために、金融機関につなぎ融資を依頼し、実行させ、議会への説明や県民への公開もせず、この企業に対し巨額の融資を実行しようとした。

この企業は、過去に県が行った事業で、地元との「調整役」を果たしたといわれる特定の個人が役員をしている企業であり、行政と特定の個人の密接な関係が癒着につながり、このような異常な結果を招いたものと思われる。

これらの事件は、副知事以下の職員が事務処理規則に違反し、その権限を著しく逸脱した対応をし、知事に何の相談や報告もせず行ったものであり、また、知事においても、県の組織管理や部下職員の管理監督を怠ったことによって起きたものと思われる。

2 県の責任

これらの事件が県民に与えた不信感は大きく、県政に対する県民の信頼を根底から損なうという、まさに最悪の事態を迎えることになった。

今、これらの事件について、早急に原因の分析と再発防止策の検討を行うとともに、今後、二度と再びこのような不祥事が起こることのないよう、適切かつ抜本的な対策が求められる。

このような行政不信を招いた県の責任は、極めて重大であり、県としての責任の所在を明確にするとともに、この事件に関係した幹部職員については、それぞ

れの職責に応じた管理監督責任や職務義務違反の程度に見合った厳正、かつ県民の納得する処分を行う必要がある。

(1) 県の組織全体としての責任

これまでの調査で明らかにしてきたように、これらの事件は、県が組織的に、半ば「常識」として行ってきた仕事が、特定の企業のみに対して融資を図ろうとする、異常な融資行政につながっていったものである。

県の行政組織や職員の意識の中で、このような行政の古い体質が温存されたままで、改善が行われなかったことは、知事をはじめとする県の組織全体に重大な責任があると言わなければならない。

ア 高度化資金融資

高度化資金の融資問題については、次の事実関係の概略で述べるとおり、相互けん制機能を有する組織を置かず、高度化事業の推進を優先した商工労働部の組織全体、及びその上部機関である副知事に多くの問題点があった。

さらに、知事においても、県の組織管理や部下職員の管理監督を怠っており、組織の長としての責任は重大である。

(事実関係の概略)

(ア)同和对策地域の就労の場の確保を大義名分に、貸付審査業務全般において、県として主体性のない、異常とも言える対応を行ってきた。

(イ)検討会議、貸付審査会等において、協業化前の個別企業の経営成績、高度化事業計画、借入金償還計画等の検討・審査が形骸化しており、実質的なものとなっていなかった。

(ウ)貸付審査業務において、相互けん制機能を有する組織がなく、また、審査や診断指導の原理原則が無視され、ずさんなものとなっていた。

a 協業組合の構成企業は、全て安原氏が実質的な経営者であったにもかかわらず、事前にヤスハラグループ4社の代表取締役名を、安原氏から構成企業の工場長の氏名などに変更し、形式上ヤスハラグループから独立させて協業組合設立の要件を整えていたに過ぎなかった。

b 協業組合の構成企業の出資金は、そのほとんどが実質的な経営者である安原氏が準備したものであるが、各構成企業が出資したように形式上整えていたに過ぎなかった。

c 計画診断において増資の勧告を受けた高度化事業の出資金(自己負担分)については、モード・アバンセから提出された改善措置の内容確認が十分でなく、その出資が確実に行われたか確認していなかった。

- d 個別企業の負債については、当時の個別企業の経営状況等からして、協業組合に持ち込んで引き継ぐ以外には、各個別企業において処理することはできず、このことは、当初から十分理解できたものではないかと思われる。
- (エ)協業化前の各個別企業の負債の持ち込み、高度化事業の自己負担分の有無、敷地造成工事における架空の土工事等の問題について、各担当部署間において、事務引継や必要な情報の共有を行っていなかった。
- (オ)高度化資金が詐取された疑いがあり、委員全員が告発した。
- a 4以上の組合員企業が協業化すること、組合員企業が1口以上出資して計画事業費の20%以上の自己資金を準備すること、1組合員企業の出資口数が出資総口数の50%以上となつてはならないこと等の要件を満たさないまま、これらの要件を仮装して高度化資金の融資を受けていた疑いがあり、告発した。
- b 社屋建築工事費の水増しや、架空の敷地造成工事(土工事)を存在するかのように装うことにより、高度化資金の融資を受けていた疑いがあり、告発した。
- (カ)本社の工場用地を高知市内の暴力団組長から購入しており、これは民間同士の間で済まされるものではなく、最終的には公金が暴力団に流れることになった。
- (キ)この事案は、組織として高度な政策判断を要する事案であり、巨額の県単独融資につながっていくものであるが、知事に何の相談や報告もせず、副知事以下の職員が行った。また、知事においても、県の組織管理と部下職員の管理監督を怠った。

イ 県単独融資

県単独融資問題については、都築商工政策課長、前田商工政策課長、川村商工労働部長及び山本副知事らが中心となって、融資を実行しようとしたものであり、次の事実関係の概略で述べるとおり「既に倒産状態」にあったモード・アバンセの経営状況について、綿密な経営診断を行わず、「高度な判断を要する案件」として、知事に何の相談や報告もせず、その裁量権を著しく逸脱した対応を行ってきたものである。

融資業務において、相互けん制機能を有する組織を置かず、行政の施策推進を優先した商工労働部の組織全体、及びその上部機関である副知事に多くの問題点があった。

さらに、知事においても、県の組織管理や部下職員の管理監督を怠っており、組織の長としての責任は重大である。

(事実関係の概略)

- (ア)高度化事業の自己負担分(増資)の確認、協業化前の各個別企業の負債の持ち込み等の問題について、各担当部署間において、事務引継や必要な情報の共有を行っていなかった。
- (イ)モード・アバンセには協業化前の個別企業の負債の持ち込みは認められていなかったが、これが高知ニット分も含め合計約6億5000万円持ち込まれた。これにより、当初の事業計画は破たんするが、県はこれを容認したうえで、綿密な経営診断や融資の是非についてのチェックを行わなかった。
- (ウ)融資業務に必要な担保物件の評価作業を全く行わず、モード・アバンセから提出された資料をそのまま使うなど、県の担保設定基準に違反していた。
- (エ)平成8年度地域産業高度化支援資金制度は、県民や議会への情報の開示が行われておらず、説明責任を果たしていなかった。
- (オ)この制度は、モード・アバンセのみを対象とする融資制度であり、貸付審査会も開かれない、融資制度のルールを踏み外すものであった。
- (カ)既存の県単独融資制度(中核企業支援融資制度)の予算枠(融資の原資として金融機関に預託しておく県予算)から流用して融資を実行した。
- (キ)これらの融資業務の事務処理は、少数の県幹部がこれを行ったものであり、重大な瑕疵があるにもかかわらず、相互けん制システムを置いていないため、商工労働部内でチェックが行われなかった。
- (ク)2億円の県単独融資を追加するに当たり、他の関連工場は全て分離する方針を決めており、県自身も協業組合の実質的解体を進めていて、改めて2億円を融資する固有の政策的な目的はなく、融資しても償還の見込みはないのに融資を実行した。
- (ケ)この県単独融資の追加を実行する際、連帯保証人として加わっていた2名の連帯保証責任を免除した。
- (コ)これらの県単独融資は、極めて重要な判断を必要とする融資であり、事務処理規則に基づいて、知事の指揮を受けるべきであるのに、それを受けず、副知事が最終決裁した。

ウ 別件やみ融資

別件やみ融資問題は、鍋島企画部長、川村商工労働部長及び山本副知事らが中心となって、融資を実行しようとしたものであり、次の事実関係の概略で述べるとおり、一企業の負債の穴埋めをするため、その権限はないにもかかわらず、念書によって、行政の私物化が行われたものであり、知事に何の相談や報告もせず、その裁量権を著しく逸脱した対応を行ったものである。

融資業務において、相互けん制機能を有する組織を置かず、行政の施策推進を優先した商工労働部の組織全体、及びその上部機関である副知事に多くの問題点があった。

さらに、知事においても、県の組織管理や部下職員の管理監督を怠っており、組織の長としての責任は重大である。

(事実関係の概略)

- (ア)川村商工労働部長及び所管外の鍋島企画部長は、闘犬センターの利益を図る目的で、金融機関に念書を提出し、県が予算措置を行うまでのつなぎ融資を依頼し、実行させた。
- (イ)さらに、融資業務において遵守すべき手続、基準に違反し、議会や県民への説明や公開もせず、同社のみを対象とする融資制度を密かに作り、同社に対して県単独融資を実行しようとした。
- (ウ)山本副知事は、これらの融資計画の内容を正確に把握し、計画を止めるべきであったにもかかわらず、これを容認し、平成9年度予算に関する知事査定の場においても、川村商工労働部長の説明を止め、知事の判断を仰ぐ機会を封じるなどの対応を行った。

(2) 幹部の責任

これまでの調査で明らかにしてきたように、これらの事件に関係した幹部職員については、次のとおりそれぞれの職責に応じた管理監督責任や、職務義務違反の程度に応じた責任があると考えられる。

なお、捜査権のない当委員会において、解明できなかった部分もあるが、今後司法の場で全て解明されることによって、それぞれの幹部の責任が明らかにされるものと思われる。

ア 高度化資金融資

高度化資金の融資問題については、うえの(1)県の組織全体としての責任の項において述べたとおり、商工労働部の組織全体及び副知事の対応に多くの問題点があった。

当時、その組織の最高責任者であった商工労働部長及び商工政策課長、さらにその上司である副知事の責任は重い。

イ 県単独融資

(ア)都築商工政策課長の責任

都築商工政策課長は、モード・アバンセの利益を図る目的で、川村商工労働部

長及び山本副知事とともに、次の事実関係の概略で述べるとおり、地方公務員としての任務に背き、同協業組合に対して10億350万円の県単独融資を実行したものであり、その責任は重い。

(事実関係の概略)

- a 都築商工政策課長は、県単独融資の実行に当たり、モード・アバンセの経営状況について、綿密な経営診断を行わず、また、融資の是非を厳しくチェックしなかった。
- b そして、モード・アバンセの利益を図る目的で、同協業組合のみを対象とする平成8年度地域産業高度化支援資金制度要綱を、同課長自身が起案し、川村商工労働部長が決裁するという異例の手法で創設するとともに、融資の大前提となる審査会も開かず、議会にも一切説明もせず、かつ、既存の県単独融資制度の予算枠から流用して融資することを決定した。
- c また、県単独融資を実行する際、担保物件の評価作業を全く行わず、県の担保設定基準に違反し、行政執行ルールを無視し、同協業組合に対して10億350万円の県単独融資を実行した。
- d その後、「転がし」の手法で県単独融資を更新したが、平成11年度決算は歳入欠陥となり、県に対し財産上の損害を与えた。

(イ)前田商工政策課長の責任

前田商工政策課長は、モード・アバンセの利益を図る目的で、川村商工労働部長及び山本副知事とともに、次の事実関係の概略で述べるとおり、地方公務員としての任務に背き、同協業組合に対して2億円の県単独融資を実行したものであり、その責任は重い。

(事実関係の概略)

- a 前田商工政策課長は、県単独融資を実行するに当たり、モード・アバンセには、既に14億円余の高度化資金や異例の10億円余の県単独融資が行われていることを、また、同協業組合には協業化前の個別企業の負債が持ち込まれているなど、同協業組合の財務内容が極限まで悪化していることを知っていた。
- b さらに、モード・アバンセは、既に経営危機に直面し、本社のみ生き残りを図るため、他の関連工場を分離する方針を決めており、県自身も協業組合の実質的解体を進めていて、改めて2億円を追加融資する固有の政策的な目的はなく、融資しても償還の見込みはなかった。
- c この融資を実行する際、県の担保設定基準に従った担保を取らないだけでなく、県単独融資につき連帯保証人として加わっていた2名の連帯保証責任

を免除した。

- d その後、「転がし」の手法で県単独融資を更新したが、平成11年度決算は歳入欠陥となり、県に対し財産上の損害を与えた。

(ウ)川村商工労働部長の責任

川村商工労働部長は、モード・アバンセの利益を図る目的で、都築商工政策課長と協議をし、同課長とともに、その内容を山本副知事に報告し、了承を得ており、主として3人で10億350万円の県単独融資を実行したものであり、その責任は重い。

また、追加融資の2億円についても、前田商工政策課長と協議をし、その内容を同課長とともに、山本副知事に報告し、了承を得ており、主として3人でこの県単独融資を実行したものであり、その責任は重い。

(事実関係の概略は、うえの(ア)及び(イ)に同じ。)

(エ)山本副知事の責任

山本副知事は、モード・アバンセの利益を図る目的で、川村商工労働部長及び都築商工政策課長とともに、次の事実関係の概略で述べるとおり、地方公務員としての任務に背き、同協業組合に対して10億350万円の県単独融資を実行した最高責任者であり、かつ、中心的な実行行為者であって、その責任は極めて重大である。

(事実関係の概略)

- a 平成8年度地域産業高度化支援資金制度の創設及びこの制度による県単独融資については、議会に説明もなく、審査会も開かない、モード・アバンセのみを対象とする県単独融資であり、融資制度のルールを踏み外すものでもあり、また、県民の負託に背き、法律上の義務と責任に反するものであったが、山本副知事は、これらの問題点を指摘し指導して中止させなければならない職責にあるのに、これをしなかった。
- b さらに、この県単独融資は、極めて重要な判断を必要とする融資であるので、事務処理規則第9条第1項の「重要と認められるとき」又は「異例に属する」場合に該当し、知事の指揮を受けるべきケースであるのに、それを受けず、山本副知事自身が決裁し、平成9年度予算に関する知事査定の場においても、川村商工労働部長の説明を止め、知事の判断を仰ぐ機会を封じた。

さらに、山本副知事は、川村商工労働部長及び前田商工政策課長とともに、次の事実関係の概略で述べるとおり、地方公務員としての任務に背き、同協業組合に対して2億円の県単独融資を実行したものであり、その責任は極めて重い。

(事実関係の概略)

この 2 億円の追加融資は、県民の負託に反し、県に損害を与える可能性が極めて高く、法律上の義務に背き、副知事としての裁量権を著しく逸脱するものであったので、山本副知事は、これを中止させるべきであったのに、あえて最終決裁した。

ウ 別件やみ融資

(ア)鍋島企画部長の責任について

鍋島企画部長は、闘犬センターの利益を図る目的で、次の事実関係の概略で述べるとおり、地方公務員としての任務に背き、同社に対して 9 億 5 0 0 0 万円の県単独融資を実行しようとしたものであり、その責任は極めて重い。

(事実関係の概略)

- a 鍋島企画部長は、闘犬センターが多額の負債を抱え、通常の金融機関からの融資は受けられない、極めて厳しい状況にあり、県が公的資金を融資したとしても、その償還計画等に支障があることを承知していた。
- b 鍋島企画部長は所管外であったが、主導的役割を果たし、闘犬センターの利益を図る目的で、川村商工労働部長とともに、金融機関に念書を提出し、県が予算措置を行うまでのつなぎ融資を依頼し、実行させ、同社に対して 9 億 5 0 0 0 万円の県単独融資を実行しようとした。

(イ)川村商工労働部長の責任

川村商工労働部長は、闘犬センターの利益を図る目的で、次の事実関係の概略で述べるとおり、地方公務員としての任務に背き、同社に対して 9 億 5 0 0 0 万円の県単独融資を実行しようとしたものであり、その責任は重い。

(事実関係の概略)

- a 川村商工労働部長は、闘犬センターが多額の負債を抱え、通常の金融機関からの融資は受けられない、極めて厳しい状況にあり、県が公的資金を融資したとしても、その償還計画等に支障があることを承知していた。
- b しかし、闘犬センターの利益を図る目的で、鍋島企画部長とともに、金融機関に念書を提出し、県が予算措置を行うまでのつなぎ融資を依頼し、実行させた。
- c さらに、融資業務において遵守すべき手続、基準に違反し、議会や県民への説明、公開もせず、同社のみを対象とする融資制度を密かに作り、対象不動産等には、ほとんど担保価値がないにもかかわらず、9 億 5 0 0 0 万円を平成 9 年度予算案の中に組み込んで、同社に対して県単独融資を実行しよ

うとした。

(ウ)山本副知事の責任

山本副知事は、闘犬センターの利益を図る目的で、次の事実関係の概略で述べるとおり、副知事の裁量権を著しく逸脱した対応を行い、その任務に背き、同社に対して9億5000万円の県単独融資を実行しようとした最高責任者であり、かつ、中心的な実行行為者であって、その責任は極めて重大である。

(事実関係の概略)

- a 山本副知事は、川村商工労働部長及び鍋島企画部長から相談のあった、闘犬センターに対する融資計画については、それが融資ルールや融資要件に反する異例のものであることを承知していた。
- b 事務方の最終の決裁権者であり、最高の責任者である山本副知事は、その融資計画に至った経過や内容に立ち入って問いただし、内容を正確に把握し、計画を止めるべきであったにも関わらず、これを止めずに容認した。
- c さらに、山本副知事自身が自動車電話や訪問によって、計2回にわたり、金融機関のトップに対し、闘犬センターの支援要請を行った。
- d また、平成9年度予算に関する知事査定の場において、川村商工労働部長が産業パワーアップ融資制度について説明しようとしたが、その説明を止め、知事の判断を仰ぐ機会を封じた。

エ 知事の責任

県が特定の団体・企業や個人に対し、主体性のない判断をしたり、特別の便益を図ろうと対応するなど、行政の古い体質が県の行政組織や職員の意識の中にあり、知事をはじめとする幹部職員は、これらのことを認識しておりながら、改善が行われないままであった。

また、副知事が知事に何の相談や報告もせず、部下職員に指示をして、部下職員とともにその裁量権を著しく逸脱した対応等を行った結果、これらの事件を引き起こしている。

これは、知事が県の組織管理を怠り、また、これらの問題の処理を副知事に任せきりで、その報告を自ら求めることもせず、部下職員の管理監督を怠った結果であり、次のとおり組織の最高責任者としての責任は、極めて重大である。

- a 同和対策が職員に重くのしかかり、真の意味の同和対策から外れて団体対策や団体の幹部対策に陥るなど、県自らが同和対策の基本をゆがめていたことについて、知事はこれを十分に認識していたにもかかわらず、副知事以下の職員に任せきりで、ほとんど手を付けることなく放置した。

- b 高度化事業の融資問題は、高度な政策判断を要する事案であり、巨額の県単独融資に進んでいったものであるが、このことについて知事に何の相談や報告もせず、副知事以下の職員が行った。また、知事は、県の組織管理や部下職員の管理監督を怠った。
- c 県単独融資問題及び別件やみ融資問題は、山本副知事以下の職員が知事に何の相談や報告もせず、その裁量権を著しく逸脱した対応を行った。また、知事は、県の組織管理や部下職員の管理監督を怠った。
- d 知事は、闘犬センターに対する融資の実行にストップをかけたが、その後も平成11年度まで予算化され、商工労働部は、引き続き融資の実行を目指していた。ここにおいても、知事は管理監督を徹底していなかった。
- e 平成11年度高知県一般会計歳入歳出決算が不認定となった。これは、主に県単独融資約12億円が収入未済となったためであり、担保設定についても、抵当権はほとんど第二順位以下であるなど、債権回収も厳しい状況にあり、県財政に大きな影響を与えている。
- f 知事が任命した山本副知事らの幹部が、特定の企業のための利益を図る目的で、その任務に背いて融資を実行した結果、これが焦げ付き県に損害を与えたということで、山本元副知事や現職員を含め県関係者5人が背任容疑で地検に送検されていることについては、知事には県の最高責任者としての責任がある。
- g これらの事件は、県民の関心が極めて高いものであるにもかかわらず、県は、当初「百条委員会の真相究明より、企業利益を優先する」という考えのもとに、当委員会の調査に対し非協力的な対応に終始し、県民や議会の納得が得られなかった。
- h 知事が「県の仕事を変えていくいい機会」との記者会見どおりに、組織のトップとしてのリーダーシップを発揮して、当委員会の調査に協力をしておれば、もっと早く真相の解明や県政の改革を行うことができたのであるが、県はこれを行わず、県民や議会に説明責任を十分に果たさなかった。

3 回収不能金に対する責任のとり方

回収不能金について、県民の税金によって賄うことは納得できないという声が広範に存在している。結果的に歳入欠陥が生じ、税金で穴埋めしなければならない状態になった場合には、県民の理解と納得が得られるよう、適切な対処を要望する。

4 議会の役割と責任

これらの事件は、市や町、金融機関等を巻き込んだ県政史上例のない事件であり、県が組織的に行ってきた仕事は、特定の企業のみに対して融資を図ろうとする、異常な融資行政につながっていったものである。

事件の背景となった県の同和対策にゆがみが生じていたことについては、議会の決算特別委員会などで指摘していたにもかかわらず、その措置結果等について十分にチェックが行われていなかった。

従って、議会においても、日頃から行政執行に対して、チェック機能を十分に果たしてきたのか反省すべき点がある。

県行政には、県民のチェックが十分行き届くものではないので、選ばれた代表者である議員・議会において、与えられた権限を十分に活用して、その職責を果たす必要がある。

5 再発防止対策

再発防止対策については、これまで事件の概要や融資業務の問題点等を明らかにしてきたように、それぞれ原因分析や対策を検討する中で、おおむねその項目が整理されていると考える。

具体的な再発防止対策は、県において検討・策定すべきであるが、1年2か月にわたって、これらの事件の解明を進めてきた当委員会としては、県に対し次のとおり再発防止策を提案するものであり、早急にその具体化を図るよう要望する。

(1) 県職員の意識改革の推進と公務員倫理の確立

- ア 県民全体の奉仕者としての意識の確立
- イ 法遵守の精神の徹底
- ウ 県民の納得が得られる公正な職務執行
- エ 県民への説明責任に対する意識改革の徹底

(2) 融資制度の抜本的な見直し

行政の透明性を高め、説明責任を果たすという時代の要請に沿った対応をするため、融資制度の抜本的な見直しが必要である。

- ア 高度化事業の推進、診断指導及び審査という融資業務を構成するそれぞれの要素を有する組織が相互けん制機能を発揮し、融資の審査機能が生かされるような融資システムの再構築を行うこと。
- イ 融資業務における遵守すべき手続、基準等の遵守及び法令等に基づく事務処理を徹底すること。
- ウ 中小企業団体の理事会や総会の議事録作成や会計事務の処理が、法令や定

款等に基づいて適正に行われるよう、診断、指導、改善結果の報告等を充実させること。

エ 貸付制度の要綱等をパンフレットや県のホームページ等を活用して県民に公表すること。

オ 貸付審査会で疑義の生じた案件については、検討会議等に差し戻して再度審議するなど、相互けん制システムを充実すること。

(3) 組織体制の改編等

この事件においては、高度化事業の推進、診断指導及び審査の融資業務を構成するそれぞれの組織が、全て商工労働部内において、相互けん制機能を有しないまま、高度化事業推進を優先する傾向にあった。

これを改めるため、相互けん制機能を有する組織を置くなどの機構改革が必要であり、これらの相互けん制機能を十分生かし、最終的に決裁権者が判断できるような組織体制の改編が必要である。

(4) 庁内での情報の共有化及び説明責任の徹底

情報の開示を前提に、県民が施策を評価し、積極的に参加することが求められているので、何を根拠にどう判断したかということなど、行政組織の内部で明確にしておくことが必要である。

ア 職員間、関係部局間の報告、連絡、相談のシステムの確立

イ 文書、メモ等による明確な情報の伝達と共有

ウ 行政組織における事務引継の徹底

エ 関係部局での情報の共有化

オ 日常業務において判断した結果やその根拠を明確にしておくなど、説明責任を果たすこと。

(5) 知事の管理監督の徹底と人事の刷新

知事は、就任以来、県行政の内部管理を副知事以下に半ば委ね、一般に指摘されている権力の二重構造が生じ、部下職員の管理監督を怠ってきたと言わざるを得ない。副知事をトップとして行われている業務等について管理監督が十分行われているか、また、重要なものが知事に報告されているかなどをチェックする必要がある。

また、県民の視点に立って、上司に対し責任を持って報告や意見具申のできるような人材の登用や配置を行う必要がある。

ア 知事の組織管理や部下職員の管理監督の徹底

- イ 庁内における報告、連絡、相談のシステムの確立
- ウ 幹部職員の資質の向上と適正な人材の登用・配置
- エ 信賞必罰の人事制度の確立
- オ 成果重視の人事考課の徹底

(6) 同和対策事業の見直しの推進

これまでの高知県同和対策本部は、副知事が本部長であり、最終的な意思決定は、全て副知事によって行われていた。このことが副知事と特定の運動団体の幹部との癒着を生み出す原因となり、当委員会において、特定の運動団体の幹部の影響力は「知事と同じくらいある」との証言がされるような状態を生み出してきた。

また、同和対策事業に関しては、その目的達成のために、相当無理のある事業でも容認し、推進してきたという背景がある。こうしたことが「同和対策事業なら何でもできる」という特異な体質を生じさせた一要因として反省が必要である。

この事件の背景にあった、真の意味の同和対策から外れて団体対策や団体の幹部対策になっていた同和対策事業については、県が行政の主体性を失うことなく、同和問題の早期解決に向けた県民の理解を得られる正しいものにしていくことが必要である。

地対財特法の期限切れを平成13年度末に控え、県では同和対策本部の廃止など、同和対策事業の見直しを進めているが、引き続き同和行政の見直しを推進すべきである。

- ア 同和行政に対する主体性の確保
- イ 同和行政の透明性の確保
- ウ 同和行政の見直しの推進及びその過程における透明性の確保
- エ 職員が仕事のしやすい環境づくり

(7) 県民や議会に対する情報公開による行政運営の透明性の確保

県単独融資や別件やみ融資の問題、さらに当委員会の調査に対する当初の県の対応に見られるように、県にとって公表されると都合の悪い情報や資料等は、できるだけ隠したがるといった体質が依然として存在する。

こうした体質を根本的に改め、自ら積極的に情報を提供するとともに、説明責任を果たし、行政運営の透明性を高めるよう、最善の努力をすべきである。

第5章 おわりに

当委員会は、議会の付託を受けて以来1年2か月の長期間にわたり、事件の真相究明と県行政の改革のために取り組んできた。

振り返ってみると、本県では、平成11年度にも県の幹部職員がその立場を利用し、金融機関から5億2500万円を詐取するという事件が発覚したばかりであった。議会は地方自治法第110条による特別委員会を設置し、真相解明に当たった。議会としては知事に対し問責決議を行い、知事は二度とこうした事件を起こさないと誓ったばかりであった。

県民には、「なぜ、このような事件がまた」、「融資したばかりの企業がなぜ倒産状態となったのか」という疑問と、県行政に対する怒りに似た気持ちがあり、当委員会も、県民と全く同じ気持ちで調査活動を開始した。

当初、知事をはじめとする県は、「400人あまりの雇用を守るため、融資は必要であった」、また、「企業の存続が県民の利益につながる」との立場から、議会にも県民にも明らかにされなかった融資の続行を図るつもりであった。

さらに、議会からの記録請求にもかかわらず、県は「企業のプライバシーが優先される」として、当委員会に提出された記録は、そのほとんどが「墨塗り」にされたままであった。

当委員会の調査に対して県の協力が得られなかったが、証人尋問を進めていくにつれて、詐欺事件等の概要が解明されてきた。県が当初から協業組合の設立、貸付審査会の審査、敷地造成工事、本社工場の建築工事等のチェックを十分に行っていたら、約14億円の高度化融資の詐欺的手法は見抜けたであろうし、モード・アバンセがスタート直前に倒産状態に陥った時点でも、県が自らその原因の究明を綿密に行っていたならば、約12億円の県単独融資はあり得ず、約26億円という県民の財産を無駄にすることはなかった。

知事は、平成3年に就任して以来、「県庁の改革」をスローガンに掲げ、「情報の開示、県民への説明責任」、「県職員の意識改革の必要性」を訴え続けてきた。しかし、その反面これらの事件につながる内政は副知事に全て任せきりであり、部下職員から相談や報告を求めていなかった。

平成11年度に発覚した県の幹部職員による「巨額背任事件」や今回の事件は、知事が県の組織管理と部下職員の管理監督を怠ったものであり、その責任は極めて重大である。

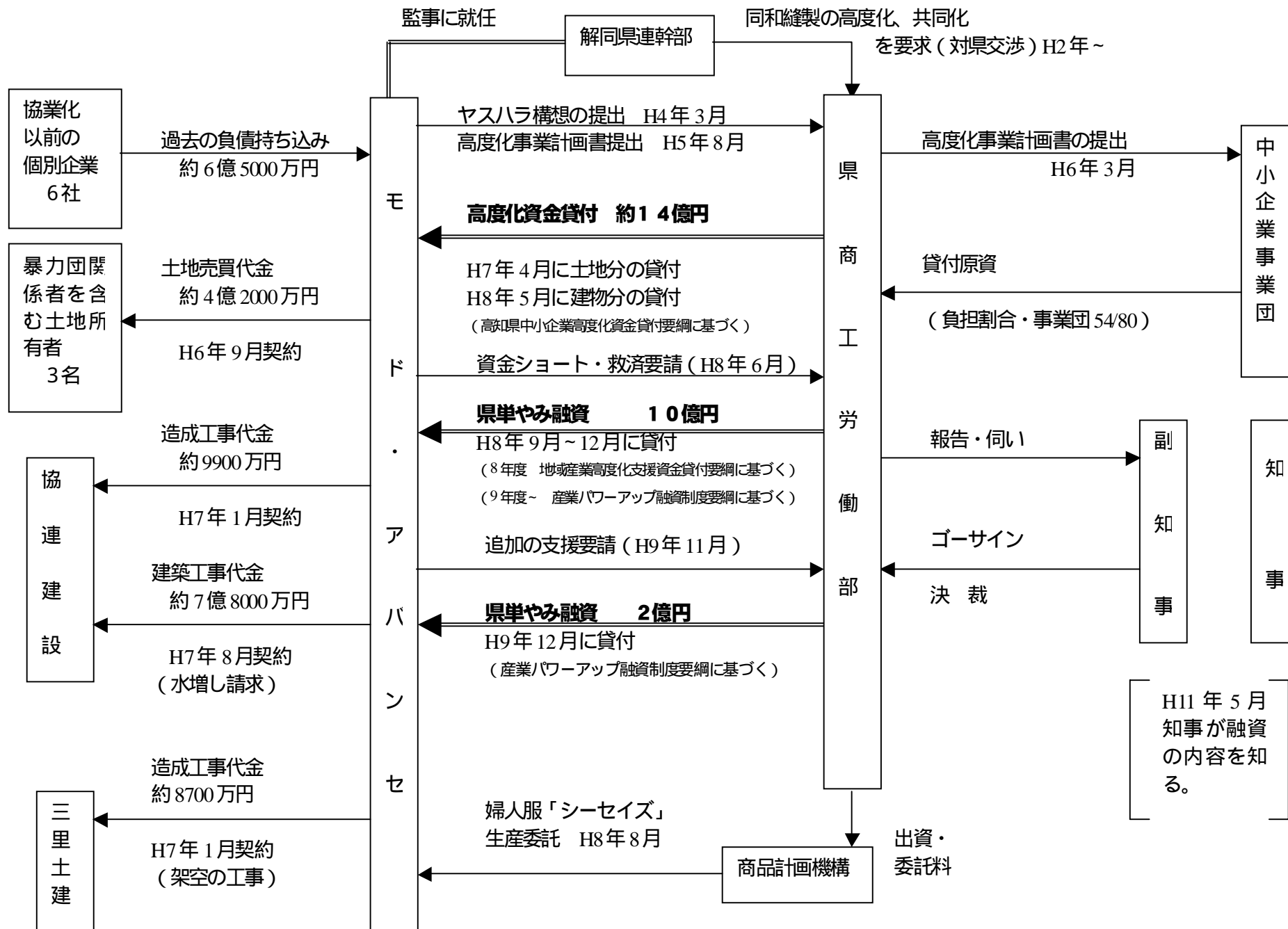
さらに、知事は、これらの事件について報告を受けたのは、平成11年5月であったとのことであるが、当委員会が設置されたのは、それから10か月を経過した平成12年2月定例会である。この間においても、知事として対応策を講じた形跡が全く認められず、その責任は重大である。

5月10日には元副知事や現職の県職員を含む県関係者5人が背任容疑で県警に逮捕され、翌11日には地検に送検されている。また、別件やみ融資問題では、証人招致に応じなかった者を出頭拒否で告発するよう本会議での議決をお願いしているところである。捜査権のない当委員会で解明できなかった部分については、今後司法の場で1日も早く真実が全て解明されることを期待するものである。

県においては、今後職員一人ひとりの確固たる決意のもとに、組織を挙げて再発防止対策に取り組むとともに、一日も早く県政の再建に全力で取り組み、県民の信頼回復に努めるよう強く要請する。

資料編

「モード・アバンセに対する融資問題」の関係図



モード・アバンセ関連工場の推移

〈協業以前〉

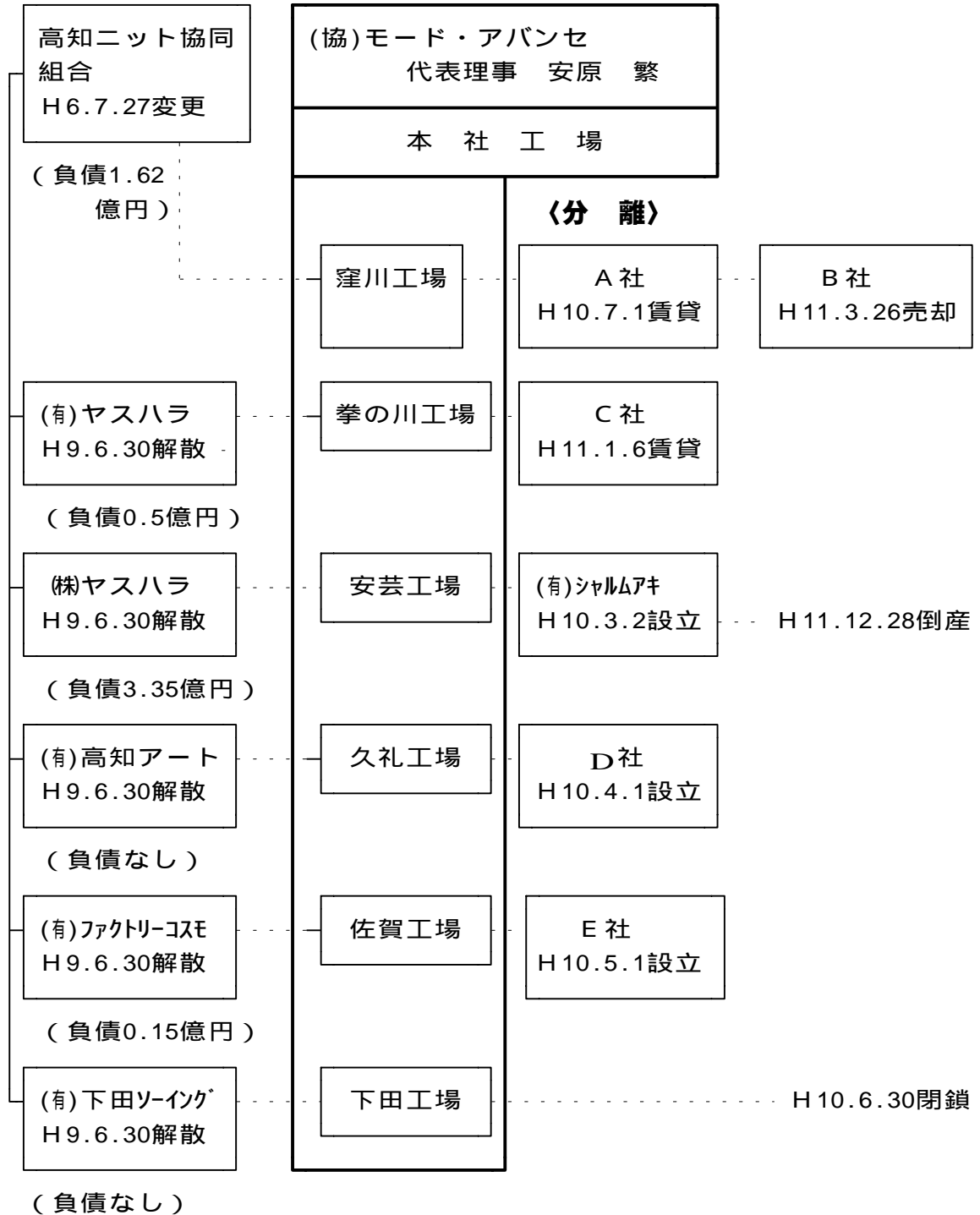
〈協業後〉

〈現在〉

(H6.7.27協業組合への組織変更認可)

(H6.8.8 協業設立登記)

(H9.6.30 組合員解散議決)

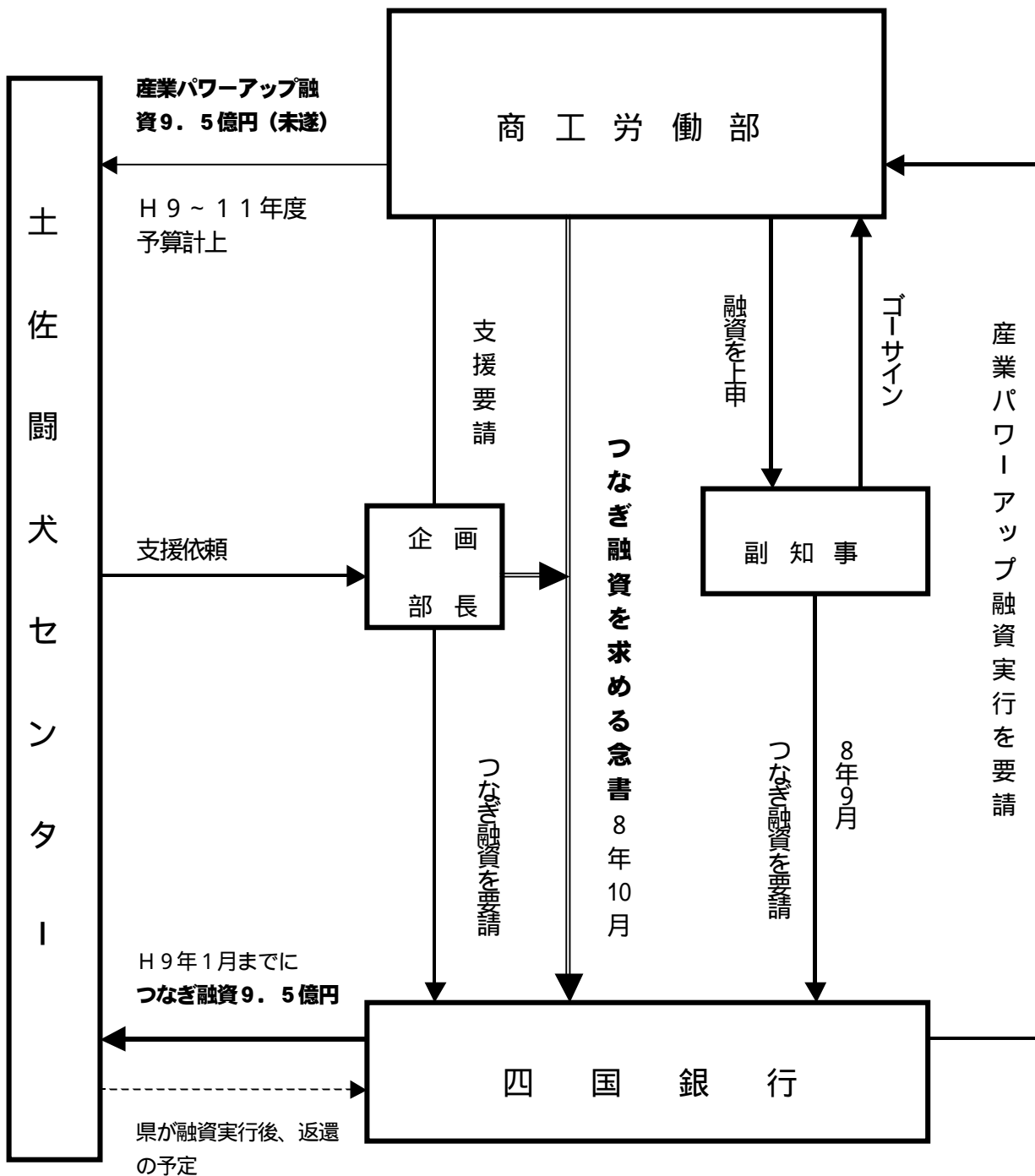


協業前個別企業の負債額合計5.62億円

(H6年11月の診断報告書による)

A～E社は事業活動を続けているため企業名は記載しないこととした。

「別件融資問題」の関係図



委員会の審議経過の概要

回数	年月日	審査・調査の概要
第1回	12. 4. 6	正副委員長の互選、記録の請求、委員会の活動日程等
第2回	12. 4.17	提出された記録の検討、今後の調査方針等
第3回	12. 4.26	提出された記録等の説明・質疑(商工労働部、土木部) 今後の調査方針等
第4回	12. 5. 2	〃
第5回	12. 5.15	〃
第6回	12. 5.29	提出された記録等の説明・質疑(企画振興部、商工労働部、土木部)今後の日程
第7回	12. 6.28	証人尋問方法について
第8回	12. 7.19	証人尋問等
第9回	12. 7.26	〃
第10回	12. 8. 2	〃
第11回	12. 8.18	〃
第12回	12. 8.31	〃
第13回	12. 9.20	偽証等の告発、証人尋問等
第14回	12.10. 6	調査委託等
第15回	12.10.17	証人尋問等
第16回	12.10.31	証人尋問、偽証等の告発、モード・アバンセの機械設備確認等

回数	年 月 日	審査・調査の概要
第17回	12.11.10	証人尋問、臨時会の招集等
第18回	12.11.13	偽証等の告発、委員長の経過報告案、調査権限の確認等
第19回	12.11.17	証人尋問等
第20回	12.11.29	＼
第21回	12.12. 8	偽証等の告発、委員長の経過報告案等
第22回	12.12.25	証人尋問等
第23回	13. 1. 5	次回の証人喚問
第24回	13. 1.15	証人尋問等
第25回	13. 1.30	＼
第26回	13. 2. 5	次回の証人喚問、今後の日程等
第27回	13. 2.16	証人尋問、委員長の経過報告案等
第28回	13. 3.22	偽証等の告発、次回の証人喚問、今後の日程等
第29回	13. 4.13	証人尋問等（弘瀬氏不出頭）
第30回	13. 4.23	証人招致の取扱いについて
第31回	13. 5. 7	証人尋問等（弘瀬氏不出頭）
第32回	13. 5.15	不出頭について
第33回	13. 5.21	委員会報告書のとりまとめ
第34回	13. 5.28	＼

証 人 尋 問 一 覧 表

回 数	年 月 日	証 人 名	主 な 質 問 項 目
第 8 回	12. 7.19	安 原 繁 (モード・アバンセ代表理事) 福 山 武 雄 (モード・アバンセ元副理事長) 澤 田 裕 次 (モード・アバンセ元理事)	モード・アバンセ設立までの経過 モード・アバンセの設立と高度化資金の貸付 創業以降の経過 その他関連する事項
第 9 回	12. 7.26	池 本 明 生 (モード・アバンセ元事務局長) 中土佐町元人権対策室長 中土佐町元地域振興課長 佐賀町元町民課長 安芸市元同和対策課長	モード・アバンセの各事業所の状況並びに県及び運動団体との関係 その他関連する事項
第10回	12. 8. 2	吉 門 拓 (前佐賀町長)	モード・アバンセの各事業所の状況並びに県及び運動団体との関係 その他関連する事項
		用地買い手側の不動産業者 元代表 用地売り手側の不動産業者 元代表	モード・アバンセの不動産取得について その他関連する事項
		長 澤 昭 (高知県商品計画機構代表取締役)	商品計画機構とモード・アバンセの関わり その他関連する事項
第11回	12. 8.18	元建設コンサルタント 会社社長	モード・アバンセ本社工場敷地造成に関する開発申請の内容等に関する事項 その他関連する事項

回数	年月日	証人名	主な質問項目
第11回	12. 8.18	菅沼眞次郎 (モード・アバンセ理事) 中野一敏 (モード・アバンセ元理事) 北村富貴三 (モード・アバンセ専務理事)	モード・アバンセ設立までの経過、設立と高度化資金の貸付、創業以降の経過 その他関連する事項
第12回	12. 8.31	山本宏和 (元経営流通課経営診断班長)	ヤスハラ構想との関わり モード・アバンセ本社設立に係る経過 モード・アバンセに対する高度化資金の貸付 その他関連する事項
		西野秋美 (元同和対策課長補佐、同課長)	ヤスハラ構想との関わり 同和縫製事業との関わり その他関連する事項
		高橋淳一 (現商工労働部長、元商工政策課課長補佐、工業振興課長)	ヤスハラ構想について モード・アバンセの設立 高度化資金及び県単資金の貸付 創業以降の関わり その他関連する事項
第13回	12. 9.20	竹本和弘 (株協連建設代表取締役)	モード・アバンセ本社工場建設の内容 その他関連する事項
		井上憲夫 (有)三里土建)	本社工場用地の土地売買及び造成工事の内容 その他関連する事項
		モード・アバンセの元顧問税理士	モード・アバンセ協業前及び協業後の会計処理 その他関連する事項

回数	年月日	証人名	主な質問項目
第13回	12. 9.20	市川博敏 (元中土佐町助役)	記録の確認について その他関連する事項
		村木永政 (元経営流通課経営診断 班長、現商工政策課長補佐)	モード・アバンセ設立後の 支援等について その他関連する事項
第15回	12.10.17	安原 繁 (モード・アバンセ代表理 事)	前回証言内容の確認 モード・アバンセに関連す ること その他関連する事項
		安部 望 (元商工労働部長)	モード・アバンセに対する 高度化資金の貸付け その他関連する事項
		川村龍象 (元商工労働部長)	モード・アバンセに対する 県単融資の貸付け その他関連する事項
第16回	12.10.31	村越比佐夫 (部落解放同盟高知県連 副委員長) 竹下義喜 (部落解放同盟高知県連 委員長)	県幹部との関わり ヤスハラ構想との関わり モード・アバンセとの関 わり その他関連する事項
		福山武雄 (モード・アバンセ元副 理事長)	前回証言の確認 高度化資金の申請 モード・アバンセ本社工場 用地取得の関わり モード・アバンセ本社工場 建築時の関わりについて その他関連する事項
		竹本和弘 (株協連建設代表取締役)	前回証言の確認 その他関連する事項

回数	年月日	証人名	主な質問項目
第17回	12.11.10	鍋島孝雄 (元企画部長、元出納長)	平成9年度産業パワーアップ融資制度との関わり その他関連する事項
		元商工組合中央金庫高知支店長 元国民金融公庫高知支店長	平成6年度中小企業高度化資金貸付審査会の内容等 その他関連する事項
		元中小企業総合事業団 研究指導員	中小企業事業団が行った組合ヒアリングの内容 その他関連する事項
第19回	12.11.17	松田優 (元都市計画課開発指導班長)	モード・アバンセに関する 開発行為の工事完了検査 その他関連する事項
		有光久和 (元商工政策課金融班長)	高度化資金貸付けに至る経緯 その他関連する事項
		山本宏和 (元経営流通課経営診断班長)	貸付審査会の内容及び本診断に係る組合ヒアリング その他関連する事項
		松岡孝和 (元商工政策課金融班主事)	産業パワーアップ融資制度に関すること その他関連する事項
		畠中伸介 (元財政課課長補佐)	モード・アバンセに係る県単独融資 その他関連する事項
第20回	12.11.29	川村龍象 (元商工労働部長)	前回の証言内容の確認 その他関連する事項

回数	年月日	証人名	主な質問項目
第20回	12.11.29	吉良正人 (元同和对策課長、元商工政策課長、元商工労働部副部長、現副知事) 山本卓 (元高知県副知事)	高度化資金融資と県単独融資との関わり その他関連する事項
第22回	12.12.25	竹内一雅 (元経営指導課指導班長) 土居啓之 (元地場産業課長補佐) 川見義則 (元商工労働部長)	ヤスハラ構想の協議内容 その他関連する事項
		前田英博 (元商工政策課長)	県単独融資との関わり 金融機関へのつなぎ融資の依頼について その他関連する事項
第24回	13. 1.15	村木永政 (元経営流通課経営診断班長)	県単独融資実行に当たっての診断と上司への報告 その他関連する事項
		小倉正一郎 (元経営指導課団体班長)	ヤスハラ構想との関わり 協業組合設立の経過 その他関連する事項
		西山靖夫 (元経営流通課長)	モード・アバンセ構成企業の負債持ち込みの経緯 県単独融資実行への関わり その他関連する事項
		山崎満広 (元商工政策課金融班長)	県単独融資実行に当たっての決断と上司への報告 その他関連する事項

回数	年月日	証人名	主な質問項目
第25回	13. 1.30	河野八郎 (元商工労働部長、前副知事)	佐川石灰事件の教訓とその後の対応 解同県連からの縫製工場関連の高度化、協業化に関する要望書について 平成3年度の対県交渉について その他関連する事項
		児嶋英敏 (元商工政策課金融班主幹、元東京事務所商工班長)	ヤスハラ構想との関わり モード・アバンセに対する高度化資金の貸付けについて シーサイズブランドとの関わり その他関連する事項
		秋元厚志 (元工業振興課技術企画班長、元工業振興課課長補佐)	協業組合分離時期の関わりについて その他関連する事項
		宮地照八 (元商工労働部副部長)	県単独融資決裁までの経過について その他関連する事項
第27回	13. 2.16	木下誠二郎 (元四国銀行長浜支店長)	土佐闘犬センター(株)の融資に関しての県幹部の働きかけ及びつなぎ融資の実行に至った経緯 銀行側の念書に対する考え方 その他関連する事項
		吉田憲司 (四国銀行常務取締役)	土佐闘犬センター(株)と銀行の関わり つなぎ融資に関しての県幹部の働きかけと銀行内部

回数	年月日	証人名	主な質問項目
			の判断について 銀行側の念書に対する考え方及び担保なし融資の考え方 今回の事件の社会的責任 その他関連する事項
第29回	13.4.13	西森久米太郎 (高知県信用保証協会 会長)	県制度融資に関する信用保証 その他関連する事項
		弘瀬勝 (土佐闘犬センター(株) 役員)	不出頭
		橋本大二郎 (高知県知事)	モード・アバンセに対する融資について 特定の企業に対する県の関与について その他関連する事項
第31回	13. 5. 7	弘瀬勝 (土佐闘犬センター(株) 役員)	不出頭

は2回目の証人尋問
証人は証言当時の役職名を記載

証人尋問

- ・回数 16回(不出頭を除く)
- ・延べ人数 59人()
- ・実人員 53人(内県職員24人(知事を除き現職18人、OB6人))

告 発 一 覧 表

1 偽証等告発（地方自治法第100条第3項及び第9項に基づく）

告発年月日	被告発人	告発人	備考
H 12.9.25	澤田 裕次 (モト・アパ元理事)	議長	偽証
H 12.11.13	安原 繁 (モト・アパ代表理事) 竹下 義喜 (部落解放同盟高知県連 委員長) 村越 比佐夫 (部落解放同盟高知県連 副委員長)	"	"
	安原 繁		
H 12.12.11	鍋島 孝雄 (前出納長) 竹本 和弘 (協連建設代表取締役)	"	偽証
H 13.3.26	山本 卓 (元副知事) 鍋島 孝雄	"	"
	弘瀬 勝 (土佐闘犬センター(株) 役員)	"	出頭拒否

第31回委員会（H13.5.15）で告発を決定
平成13年5月臨時会において議決の予定

告発件数 10件
被告発人数 ・延べ 10人
 ・実人員 8人（内県職員OB2人）

2 刑 事 告 発 (刑 事 訴 訟 法 第 2 3 9 条 第 1 項 に 基 づ く)

告発年月日	被 告 発 人	告発内容	告 発 人
H12.11.24	安 原 繁 (E-D・PA 池代表理事) 福 山 武 雄 (E-D・PA 池元副理事 長) 三里土建の実質経営者	詐 欺 " "	委員全員
H12.12.15	安 原 繁 竹 本 和 弘 (協連建設代表取締役)	詐 欺 "	委員全員
H13. 1.22	川 村 龍 象 (元商工労働部長) 鍋 島 孝 雄 (前出納長) 山 本 卓 (元副知事)	背任未遂 " "	委員有志 12名
H13. 2. 1	都 築 弘 一 (元商工政策課長) 川 村 龍 象 山 本 卓	背 任 " "	委員有志 14名
	前 田 英 博 (前商工政策課長) 川 村 龍 象 山 本 卓	背 任 " "	委員有志14名
H13. 2.14	安 原 繁 福 山 武 雄	詐 欺 "	委員全員

告発件数 6 件

被告発人数 ・ 延べ 16 人

・ 実人員 9 人 (内県職員 5 人 (現職 2、OB 3))

告 発 総 計

告発件数 16 回

被告発人数 ・ 延べ 26 人

・ 実人員 13 人 (内県職員 5 人 (現職 2、OB 3))

特定の協業組合に対する融資問題等に関する経緯

時 期	県 の 動 き	モード・アバンセ等の動き
2年 7月23日	商工労働部副部長をトップに「対象地域就労対策推進チーム」を設置。（「同和縫製企業対策班」など5班で構成）	
2年12月 6日	佐川石灰石鉱業協同組合に対する高度化資金水増し請求事件 （同年7月摘発）を契機に設置された高度化資金貸付事務改善対策検討委員会の「報告書」が県議会産業経済委員会に報告される。	
2年秋	解同県連の対県（商工労働部）交渉 〔要求〕大型作業場、同和縫製の高度化、共同化を推し進めるとともに、専門学校を設置を図られたい。 〔回答〕共通の課題であると認識している。 *以降平成4年秋まで毎年同一内容の要求が繰り返されている。	
3年12月	橋本大二郎知事が就任	
4年 2月27日	西野同和対策課課長補佐が解同県連の代表者会に出席し、尾崎解同県連書記次長、(株)ヤスハラの安原社長からヤスハラ構想について相談を受ける。	
4年 3月 6日	(株)ヤスハラの従業員研修会の際、ヤスハラ構想（マーケティング・センター設立趣意書）が同和対策課指導班長に提出される。	
4年 3月16日	対象地域就労対策推進チームの打合せ会において、同和対策課指導班長が「マーケティングセンター（仮称）設立について」を説明	
4年 4月～7月	ヤスハラ構想を就労対策推進チーム(同和縫製企業対策班)で検討	
4年 6月 3日	同和縫製に関する検討会を開催（商工労働部関係各課、解同県連役員、(株)ヤスハラ他が出席）	

4年 9月 3日	<p>川見商工労働部長らが㈱ヤスハラの安原社長、尾崎書記次長らにヤスハラ構想について回答</p> <p>「ヤスハラグループは資本系列が同一なので組合とは認めがたい。組合をつくるには最低4社必要だ」</p> <p>「現状では困難である。行政として支援するには、共同化しなければできない。高度化資金をもうちょっと 研究してみてもどうか。」</p>	
5年 1月18日		<p>(有)ヤスハラ社長交代(安原繁 T氏)</p> <p>(有)下田ソーイング社長交代(安原繁 Y氏)</p> <p>(有)ファクトリーコスモ社長交代(安原繁 N氏)</p>
5年 2月24日		(有)高知アート社長交代(安原繁 S氏)
5年 7月12日	<p>ヤスハラ構想に対する(中小企業)事業団の考え方(メモ)〔質問〕ヤスハラグループが高度化の対象になり得るか。</p> <p>〔回答〕好ましい姿と言えないが、ダメだとは言えない。 県の判断</p>	
5年 8月12日	共同施設事業計画書(概要)が県に提出される。	
5年秋	<p>解同県連の対県(商工労働部)交渉</p> <p>〔要求〕共同作業場の実態を把握するとともにその振興方策を明らかにされたい。</p> <p>〔回答〕...協業化については、具体的な協議を行っている。</p>	
5年11月 1日	共同施設事業実施計画書が提出される。	
6年 1月19日	中小企業事業団と事前打合せ	
6年 3月22日	地域改善対策高度化事業として、共同施設実施計画書を中小企業事業団に届出する。	
6年 4月 1日		<p>高知ニット協同組合が臨時総会を開催し協業組合モード・アバンセに組織変更することを決定</p>

6年 6～7月	診断班の事前指導（診断の予備調査）	
6年 6月30日	協業組合への組織変更認可申請書が提出される。	
6年 7月22日	国土利用計画法第23条第1項による土地売買の届出がされる。	
6年 7月27日	協業組合への組織変更の認可	
6年 8月 1日	高度化資金貸付仮申請書が提出される。	
6年 8月29日	国土利用計画法に基づく届出に対し「不勧告通知」を行う。	
6年 9月13日	高度化事業検討会議において、事業推進と用地の事前取得を承認	
6年 9月21日		土地売買契約締結(本社工場用地)
6年 9月22日	中小企業事業団に事業計画の変更を届け出（立地場所の変更と事業費の増額）	
6年 9月27 ～30日	中小企業事業団、県による共同施設事業計画診断の実施	
6年11月10日	計画診断に基づく勧告を行う。 ・共同施設事業計画診断報告書 〔総合所見〕「大きな努力が必要であるが」「本計画は妥当であると認められる」	
6年12月15日	勧告対応が提出される。	
7年1月 6日 (の1日か2日前)	金融機関から商工政策課に、モード・アバンセに対してこれ以上の融資ができない旨の連絡がある。	
7年1月 6日	都市計画法第29条の規定による開発行為の許可 (申請H6.12.6)	
7年1月 9日	高度化資金貸付審査会において事業計画と所要資金の貸付を承認	

	平成6年度高度化資金貸付け内定通知書を出す。	
7年 1月10日		造成工事請負契約（(有)三里土建）
7年 1月17日		造成工事請負契約（(株)協連建設）
7年 1月18日	中小企業組織強化資金（継承融資）の適用申請書が提出される。	
7年 1月24日	平成6年度高度化資金の貸付申請書が提出される。	進入路用地の土地売買契約締結（県住宅供給公社）
7年 1月27日	モード・アバンセに中小企業組織強化資金（継承融資）制度を適用する。	
7年2月14日 ～17日	中小企業事業団と県による建設事後指導（建設診断）の実施 ヒヤリングの場でモード・アバンセが個別企業の負債を引き継がないことを約束（高知ニット分のみ借金を継承する。）	
7年 3月 7日	建設事後指導に基づく勧告 ・共同施設事業建設事後指導報告書 〔総合所見〕「大きな努力が必要であるが」「本計画は妥当であると認められる」	
7年 3月14日	勧告対応が提出される。	
7年 3月20日	平成6年度高度化資金の中間検査を行う。	
7年 3月27日	平成6年度高度化資金の貸付内定通知を出し、貸付契約を締結する。	
7年 3月29日		モード・アバンセの増資（～7.5.25） 3000万円 4億840万円
7年 3月30日	平成6年度高度化資金の交付請求書が提出される。	
7年 4月10日	平成6年度高度化資金貸付金支出	

7年 6月28日	・土地購入費、造成費 4億9100万円 都市計画法第35条の規定による開発行為の変更許可 (申請H7.6.7)	
7年 7月18日	高度化資金貸付審査会を開催し所要資金の貸付けを承認し、平成7年度高度化資金の貸付仮内定通知を出す。	
7年 8月 4日	高知県同和対策審議会の産業経済部会を開催する。 (県の同和行政については、今後自立を促進するため補助金に代わって融資行政を積極的に進めるべきであるという委員の意見などが出される。)	
7年 8月29日		社屋建築工事請負契約(株協連建設)
7年 9月29日	平成6年度高度化資金貸付対象施設設置完了届が提出される。	
7年12月 1日	高知県同和対策審議会の産業経済部会を開催する。 (答申内容のベースが決められる。)	
8年 2月 8日		社屋建築工事請負契約(減額変更)
8年 3月25日	平成7年度高度化資金の貸付申請書が提出される。 平成6年度高度化資金の完了検査を行う。 平成7年度高度化資金の中間検査を行う。	
8年 3月29日	平成7年度高度化資金の貸付内定通知を出し、貸付契約を締結する。	
8年 5月		モード・アバンセ社屋完成、操業開始
8年 5月23日	平成7年度高度化資金の交付請求書が提出される。	
8年 5月30日	平成7年度高度化資金貸付金支出 ・建物・構築物 6億3300万円 ・機械設備 3億1950万円 計9億5250万円	
8年 6月	モード・アバンセが運転資金等の資金繰りに窮し、県に支援の要請	

8年 7月 4日	商工政策課長、経営流通課長、工業振興課長補佐が安原代表理事から経営状況を聞く。	
8年 7月10日		モード・アバンセ落成式
8年 7月		商品計画機構から婦人服ブランド「シーサイズ」の生産委託を受ける。
8年 7月31日	平成7年度高度化資金貸付対象施設設置完了届が提出される。	
8年 7月末～	診断班がモード・アバンセに出向き、診断調査を始める。	
8年 8月 9日	商工中金高知支店に支援要請に出向くが、断られる。(川村商工労働部長ほか)	
8年 8月	モード・アバンセに6億5000万円の借入金があることが判明する。	
8年 9月 9日	川村商工労働部長らが山本副知事にモード・アバンセの状況を説明	
8年 9月20日	モード・アバンセが文書で県に支援の要請	
8年 9月25日	平成8年度地域産業高度化支援資金制度(県単独融資) を創設、支援を決定。その後4回に分けて融資を実行 <ul style="list-style-type: none"> ・ 9月27日 6億1900万円 ・ 11月15日 1億円 ・ 11月29日 1億円 ・ 12月13日 1億8450万円 計10億350万円 	
8年11月29日	平成7年度高度化資金(建物、設備)の完了検査を行う。	
8年12月10日	高知県同和对策審議会答申 「平成6年度に県内の5企業がその体質強化を目指して協業組合を設立し、国の地域改善対策高度化資金を活用して...共同施設の建設を行っている。この協業組合では	

	従来の加工賃に頼る下請けだけではなく、自社ブランドの開発と販売も目指しているが、この取り組みは今後の縫製工場のモデルとして評価すべきものであり、注視していく必要がある。」	
9年1～2月	平成9年度予算の知事査定場で産業パワーアップ融資制度を説明	
9年3月18日	金融機関の要請に応じて、商工労働部長名で、営業部長あてにつなぎ融資を依頼する文書を提出	
9年3月24日	平成9年度産業パワーアップ融資制度要綱(県単独融資)を制定	
9年3月25日	産業パワーアップ融資支援審査会を開催し、支援の継続を承認	
9年3月31日	平成8年度県単独貸付金の元利返済	
9年4月1日	平成9年度県単独貸付金の支出 10億350万円	
9年6月30日		(株)ヤスハラ、(有)ヤスハラ、(有)下田ソーイング (有)高知アート、(有)ファクトリーコスモの5社が解散
9年9月16日	モード・アバンセ中土佐工場の閉鎖について協議 (モード・アバンセ理事長、事務局長と商工労働部、同和対策課)	
9年11月	モード・アバンセが再度の経営危機から県に追加融資の支援要請	
9年12月17日	モード・アバンセが文書で支援要請	
9年12月18日	産業パワーアップ融資支援審査会を開催し、追加貸付を承認 〔貸付条件〕(確約書が提出されている。) 各工場の分離の実行 リストラ策の実行	

	追加担保の提供など	
9年12月25日	追加の県単独貸付金を支出 2億円	
10年 2月25日	モード・アバンセ久礼工場の分離に当たって、川村商工労働部長、西森中土佐町長、モード・アバンセ安原理事長の三者間で確認書を締結	
10年 3月1日		地元新聞にシーサイズ生産打ち切りの報道
10年 3月2日		モード・アバンセ安芸工場を分離し、(有)シャルムアキ設立
10年 3月23日	産業パワーアップ融資制度要綱を永年化	
10年 3月27日	金融機関の要請に応じて、商工労働部長名で、営業部長あてつなぎ融資を依頼する文書を提出	
10年 3月30日	平成6年度高度化資金の返済に関する条件変更	
10年 3月31日	平成9年度県単独貸付金の元利返済	
10年 4月1日	平成10年度県単独貸付金の支出 12億円 連帯保証人5人の内2人を免責	モード・アバンセ久礼工場を分離し、D社を設立
10年 5月1日		モード・アバンセ佐賀工場を分離し、E社を設立
10年 6月30日		モード・アバンセ下田工場が閉鎖
10年 7月1日		モード・アバンセ窪川工場をA社に賃貸
11年 1月6日		モード・アバンセ拳の川工場をC社に賃貸
11年 3月26日		モード・アバンセ窪川工場を売却(売却額1億1千万円のうち県が回収したのは50万円)
11年 3月29日	平成10年度県単独貸付金の返済延期願い	
11年 3月31日	平成10年度県単独貸付金の返済延期を承認	

	平成10年度県単独貸付金の元金の一部及び利息の返済 平成6・7年度高度化資金の返済に関する条件変更	
11年 4月20日	金融機関の要請に応じて、知事名で、頭取あてにつなぎ融資を依頼する文書を提出	
11年 4月27日	平成10年度県単独貸付金の元金残額及び利息の返済	
11年 4月28日	平成11年度県単独貸付金の支出 11億9850万円	
11年 5月	橋本知事が県単独貸付金の内容について初めて説明を受ける。(H12.3.13予算委員会知事答弁)	
11年12月28日		(有)シャルムアキ倒産
12年 3月 1日	地元新聞に「県が12億円やみ融資」として報道される。	
12年 3月6~14日	本会議・予算委員会でやみ融資問題について質問・答弁	
12年 3月15 ~24日	産業経済委員会でやみ融資問題を集中審議 〔23日〕平成12年度予算案を可決するが、付帯決議をする。 その後、総務委員会で暴力団関係者の土地を購入した疑いがあると紛糾する。 〔24日〕新たな事実が判明したため、産業経済委員会は再審査を行い予算案は可決するが、より厳しい付帯決議を付する。	
12年 3月25日	本会議において「特定協業組合に対する県単独融資に対する決議」並びに「特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会」の設置を全会一致で可決 この決議により、平成12年度の産業パワーアップ融資制度(県単独融資)予算が凍結される。	
12年 3月31日	平成6・7年度高度化資金の返済に関する条件変更	
12年 4月17日	県内金融機関のモード・アバンセに対する融資につい	

	て、保証協会が、資金回収を困難と判断し、代位弁済を実行	
12年 4月14日	平成11年度県単独貸付金の返済を求める督促状を送付	
12年 4月25日		モード・アバンセが南国市から固定資産税滞納による差し押さえを受ける。
12年 4月28日	平成11年度県単独貸付金の履行延期申請が提出される。	
12年 5月22日	監査委員が、モード・アバンセに対する融資の違法性の確認や高度化資金の期限前償還などを求めた住民監査請求に対して「裁量行為の甘さあるいは不適切な事務処理が認められる」としたが、請求をそれぞれ却下、棄却した。	
12年 6月 1日		固定資産税を納付。翌日に差し押さえを解除。
12年 8月 7日	監査委員が、モード・アバンセに対する担保権の実行と知事ら責任者による損害賠償などを求める住民監査請求に対して、請求を却下、棄却した。	
12年9月25日	県警が刑事部長を本部長とする44人態勢の捜査本部を設置	
12年11月13日	県警が捜査本部を約50人態勢に増員	
12年11月22 ~ 23日	県警と地検が、モード・アバンセ代表理事ら4人に対する虚偽の陳述など地方自治法違反容疑で、モード・アバンセ本社工場や解同県連、佐賀町の水産加工会社など37か所の家宅捜索を行い、約6500点の関係書類を押収	
13年 1月 5日	県警が特別捜査本部を設置し、約70人態勢に増員	
13年 2月10日	県警の特別捜査本部がモード・アバンセ代表理事ら4人を、モード・アバンセ本社工場の土地造成工事の切り土量を水増し、県から高度化資金をだまし取ったとする詐欺	

	容疑で逮捕	
13年 2月12日	県警の特別捜査本部は、モード・アバンセ代表理事ら4人の身柄を地検に送検し、10日間の拘置が認められる。	
13年 2月26日	県議会は、県単やみ融資によって約12億円の収入未済額を生じた平成11年度一般会計歳入歳出決算について全会一致で不認定とした。	
13年 3月 4日	地検はモード・アバンセ代表理事ら3人を詐欺で起訴。他の1名は処分保留	
13年 3月10 ~ 11日	県警の特別捜査本部と地検が、モード・アバンセ代表理事らによる詐欺容疑で、県庁副知事室や関係課室、現・元副知事の自宅など57か所の家宅捜索が行い、6400点余りの関係書類を押収	
13年 4月 4日	高度化資金のうち2億1300万円の返済を求める督促状を送付した。(最初の返済期限H13.3.31)	
13年 4月27日	高度化資金の全額約14億円の返済を求める督促状を送付した。	
13年 5月10日	詐欺罪で起訴されたモード・アバンセ代表理事ら3人の初公判が高知地裁で開かれる。	
13年 5月10日	県警の特別捜査本部が、元副知事ら県側5人と、モード・アバンセ代表理事ら2人を、県単独融資10億円に係る背任容疑で逮捕	
13年 5月11日	県警の特別捜査本部は、元副知事ら7人の身柄を地検に送検	
13年 5月12日	高知地検は、元副知事ら県側5人と、モード・アバンセ代表理事ら2人の7人の身柄について、10日間の拘置延長を高知地裁に請求し認められた。	
13年 5月21日	高知地検は、元副知事ら県側5人と、モード・アバンセ	

代表理事ら2人の7人の身柄について、10日間の拘置
延長を高知簡易裁判所に請求し認められた。

別 件 融 資 問 題 に 関 す る 経 緯

時 期	県 の 動 き	四国銀行と土佐闘犬センターの動き
S 39年		闘犬センター開業
48年2月～		四銀が闘犬センターの社長個人と取引を開始
H 3年12月	橋本大二郎知事が就任	
7年 6月		四銀が長浜支店長に、闘犬センターに対して単独で融資増額を行わないように指示
7年 9月	鍋島企画部長らが四銀に支援要請 (平成7年11月に設立予定の(有)高知県うぶすな博物館に保証協会の保証付き融資が実行されるまでのつなぎ融資を要請)	四銀が(有)高知県うぶすな博物館に対する保証協会の保証付き2億2000万円のつなぎ融資として1億2500万円を融資
7年11月28日	鍋島企画部長、安部商工労働部長が連名で私印を押した支援要請文書を四銀に提出(四銀のうぶすな博物館に対する融資5500万円に対する念書)	<ul style="list-style-type: none"> ・ H 7.9.27 2500万円 ・ H 7.11.30 3000万円 ・ H 8.7 7000万円 計1億2500万円
8年 2月27日	安部商工労働部長が、保証協会の西森会長に支援要請	
8年 3月		県外取引先の倒産で闘犬センターに約2億円の不良債権が発生。四銀が同社の高利借入金約7億円を把握
8年 3月以降	都築商工政策課長、高橋商工政策課長補佐ら5人が闘犬センターの診断調査のため四銀長浜支店を訪問	
時期不明	前田商工政策課長補佐が四銀の取引支店を訪れ、闘犬センター支援を要請。支店は「支店段階で決められることではない」と回答。7月10日にかけて、支援要請のため繰り返し四銀を訪問	

8年 7月 9日	鍋島企画部長、川村商工労働部長、前田商工政策課課長補佐が保証協会の西森会長に保証の相談	
8年 7月10日	鍋島企画部長、宮地商工労働部副部長、都築課長が四銀を訪れ、闘犬センター支援を要請 鍋島企画部長、川村商工労働部長が連名で私印を押した支援要請文書を四銀に提出(四銀のうぶすな博物館に対する融資7000万円に対する念書)	
8年 8月	経営流通課が闘犬センターの経営診断を実施。再建への必要資金を9億5000万円と算出	弘瀬氏が保証協会の西森会長に電話「保証の申込をしている」
8年 8月下旬	都築商工政策課長が、闘犬センター支援に向けた産業パワーアップ融資制度の新設について金融班担当者に指示	
8年 8月29日		四銀が闘犬センター役員所有の国体ソフトボール会場予定地(山林)に極度額6000万円の根抵当権を仮登記
8年 9月 5日	鍋島企画部長、川村商工労働部長、都築商工政策課長が闘犬センター支援で四銀訪問	
8年 9月 9日	商工労働部長名で保証協会会長あてに公印を押印して支援要請文書	
8年 9月19日	川村商工労働部長と都築商工政策課長が連名で公印を押印して保証協会会長あてに信用保証を促す文書	
8年 9月27日	山本副知事が出張中の四銀頭取の自動車電話に闘犬センター支援要請の電話	
8年 9月30日	山本副知事が四銀を訪れ、頭取、専務に「観光振興のうえから重要と位置づけている。売り上げも多く、やり方次第では十分やっていける。県としてテコ入れしたい。新年度予算で枠組みをつくる」と支援要請	
8年10月 1日		四銀長浜支店長が保証協会を訪れ、四銀が9億5000万円の融資を行うことを確認

8年10月 2日		(有)高知県うぶすな博物館に保証協会の保証付き融資2億2000万円を実行。四銀は1億2500万円を回収した。
8年10月 8日	鍋島企画部長が企画部長室で四銀長浜支店長に対して、自らと川村商工労働部長の私印を押した、つなぎ融資を求める「土佐闘犬センターグループの再建に対する県の考え方」(念書)を提出。	念書を受け、四銀は9年1月までに9億5000万円を融資
8年10月17日		闘犬センターが株式会社に改組
8年12月	財政課に融資の対象となる企業名「闘犬センター」が伝わる。	
9年 1月～2月	平成9年度予算の知事査定場で産業パワーアップ融資制度を説明	
9年 3月21日	闘犬センター支援のための9億5000万円を盛り込んだ平成9年度予算を可決(10～11年度も引き続き予算計上)	
9年 3月24日	平成9年度産業パワーアップ融資制度要綱を制定	
9年 6月～ (時期不明)	財政課が前田商工政策課長らと融資について協議(財政課などの反対により融資は実行されなかった。)	
9年 6月20日	川村商工労働部長と前田商工政策課長が四銀に「県と四銀が人材を派遣すれば、直貸し9億5000万円を実行できる」と話す。	
9年 8月 8日	前田商工政策課長から四銀に「もし闘犬センターがだめになった場合でも、県観光開発公社がやります」と電話連絡	
9年12月24日		闘犬センターの再建支援のため、四銀が人員を派遣するに当たり、闘犬センターが全面的に協力するよう確約書を交わす。川村部長が立会人の一人となる。

10年 3月23日	産業パワーアップ融資制度要綱を永年化	
10年 5月21日	前田商工政策課長が四銀に「知事からストップがかかった。鍋島出納長を中心に対策を講じるので、今しばらく時間がほしい」と電話連絡	
10年 7月31日	四銀から川村商工労働部長あてに「9月30日までに9億5000万円の融資を実行されたい」との要請書	
10年12月21日	四銀から川村商工労働部長あてに「3月31日までに9億5千万円の融資を実行されたい」との要請書	
11年 4月 1日	四銀が鍋島出納長に対して「県が念書を差し入れているということ以上に、四銀と県のトップ間の約束」と確認すると鍋島出納長は「私自身が責任を持って解決するつもりだ」と答える。	
11年 6月 2日	河野副知事が四銀会長、頭取らに「高知商銀の問題(元県幹部による巨額借り入れ焦げつき事件)も起こったので、今すぐ動くわけにはいかないのを待ってほしい」と要請	
12年 3月 1日	河野副知事、鍋島出納長が同時に退任するに当たり、四銀から2人に対して在任中に改めて連名で念書を出すよう要請されるが、鍋島出納長が「知事の厳命により出せない」と回答 四銀会長が鍋島出納長に対して、県として今後どうするかを、知事、新旧副知事、同出納長の5者で話し合い、早急に回答するよう要請	
12年10月17日	川村元商工労働部長が当委員会で別件やみ融資問題を証言	
12年11月10日	鍋島前出納長が当委員会で証言	
12年11月29日	山本元副知事が当委員会で証言	
13年 1月29日		闘犬センターが高知地裁に民事再生法の適用を申

請（負債総額約23億9000万円）

13年 2月16日	四銀吉田常務取締役、木下元長浜支店長が当委員会で証言	
13年 3月 5日	県議会 2月定例会本会議において橋本知事が「県としては念書に表見代理性はないと受け止めている」と答弁	
13年 4月13日	弘瀬勝氏が証人尋問に不出頭	
13年 5月 7日	”	
13年 5月15日	当委員会において弘瀬勝氏を不出頭で告発することを決定（H13年5月臨時会で議決の予定）	

特 定 の 協 業 組 合 に 対 す る 融 資 問 題 等
調 査 特 別 委 員 会 名 簿

委 員 名		所 属 会 派	備 考
委 員 長	依 光 隆 夫	自 由 民 主 党	理 事
副 委 員 長	川 添 義 明	県 民 ク ラ ブ	理 事
委 員	中 西 哲	自 由 民 主 党	
同	川 田 雅 敏	自 由 民 主 党	
同	浜 田 英 宏	自 由 民 主 党	
同	樋 口 秀 洋	自 由 民 主 党	
同	広 田 一	自 由 民 主 党	～ H 13.4.2
同	植 田 壮 一 郎	自 由 民 主 党	理 事
同	土 森 正 典	自 由 民 主 党	H 12.7.10 ～
同	結 城 健 輔	自 由 民 主 党	～ H 12.7.10
同	黒 岩 正 好	清 流 会 ・ 公 明	
同	朝 比 奈 利 広	清 流 会 ・ 公 明	理 事
同	二 神 正 三	フ レ ッ シ ュ 2 1	
同	田 村 輝 雄	県 民 ク ラ ブ	理 事
同	公 文 豪	日 本 共 産 党	
同	梶 原 守 光	日 本 共 産 党	理 事

特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会
偽証等告発検討小委員会名簿

委員名		所属党派	備考
委員長	梶原 守光	日本共産党	
委員	川田 雅敏	自由民主党	
同	樋口 秀洋	自由民主党	
同	朝比奈利広	清流会・公明	
同	川添 義明	県民クラブ	

特定の協業組合に対する融資問題等調査特別委員会
とりまとめ小委員会名簿

委員名		所属党派	備考
委員長	土森 正典	自由民主党	
委員	植田 壮一郎	自由民主党	
同	黒岩 正好	清流会・公明	
同	田村 輝雄	県民クラブ	
同	公文 豪	日本共産党	